

別紙

昭和44年5月1日付直審(法)25「法人税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

目次

改正後	改正前
第1章 総則 第1節 納税地及び納税義務 第2節 事業年度 第3節 同族会社 第3節の2 支配関係及び完全支配関係 第4節 組織再編成 第5節 資本金等の額及び資本等取引 第6節 利益積立金額 第7節 仮決算における経理 第8節 その他	第1章 総則 第1節 納税地及び納税義務 第2節 事業年度 第3節 同族会社 第3節の2 支配関係及び完全支配関係 第4節 組織再編成 第5節 資本金等の額及び資本等取引 第6節 利益積立金額 第7節 仮決算における経理 第8節 その他
第2章 収益並びに費用及び損失の計算 第1節 収益等の計上に関する通則 第1款 資産の販売等に係る収益計上に関する通則 第1款の2 棚卸資産の販売に係る収益 第2款 固定資産の譲渡等に係る収益 第3款 役務の提供に係る収益 第4款 短期売買商品等の譲渡に係る損益 第5款 有価証券の譲渡による損益 第6款 利子、配当、使用料等に係る収益	第2章 収益並びに費用及び損失の計算 第1節 収益等の計上に関する通則 第1款 資産の販売等に係る収益計上に関する通則 第1款の2 棚卸資産の販売に係る収益 第2款 固定資産の譲渡等に係る収益 第3款 役務の提供に係る収益 第4款 短期売買商品等の譲渡に係る損益 第5款 有価証券の譲渡による損益 第6款 利子、配当、使用料等に係る収益

改 正 後	改 正 前
<p>第7款 その他の収益等</p> <p>第2節 費用及び損失の計算に関する通則</p> <p>第1款 売上原価等</p> <p>第2款 販売費及び一般管理費等</p> <p>第3款 損失</p> <p>第3節 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等</p> <p>第1款 有価証券の譲渡損益等</p> <p>第2款 有価証券の取得価額</p> <p>第3款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>第4款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等</p> <p>第5款 有価証券の時価評価損益</p> <p>第6款 デリバティブ取引に係る損益等</p> <p>第7款 ヘッジ処理による損益</p> <p>第8款 短期売買商品等の譲渡損益等</p> <p>第9款 短期売買商品等の取得価額</p> <p>第10款 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>第11款 短期売買商品等の時価評価損益</p> <p>第4節 収益及び費用の帰属時期の特例</p> <p>第1款 リース譲渡</p> <p>第2款 工事の請負</p> <p>第5節 仕入割戻し</p> <p>第6節 その他</p> <p>第3章 受取配当等</p>	<p>第7款 その他の収益等</p> <p>第2節 費用及び損失の計算に関する通則</p> <p>第1款 売上原価等</p> <p>第2款 販売費及び一般管理費等</p> <p>第3款 損失</p> <p>第3節 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等</p> <p>第1款 有価証券の譲渡損益等</p> <p>第2款 有価証券の取得価額</p> <p>第3款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>第4款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等</p> <p>第5款 有価証券の時価評価損益</p> <p>第6款 デリバティブ取引に係る損益等</p> <p>第7款 ヘッジ処理による損益</p> <p>第8款 短期売買商品等の譲渡損益等</p> <p>第9款 短期売買商品等の取得価額</p> <p>第10款 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>第11款 短期売買商品等の時価評価損益</p> <p>第4節 収益及び費用の帰属時期の特例</p> <p>第1款 リース譲渡</p> <p>第2款 工事の請負</p> <p>第5節 仕入割戻し</p> <p>第6節 その他</p> <p>第3章 受取配当等</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第1節 受取配当等の益金不算入</p> <p>第2節 削 除</p> <p>第3節 外国子会社から受ける配当等の益金不算入</p> <p>第4章 その他の益金等</p> <p>第1節 資産の評価益</p> <p> 第1款 通則</p> <p> 第2款 有価証券の評価益</p> <p> 第3款 固定資産の評価益</p> <p> 第4款 その他</p> <p>第2節 受贈益</p> <p> 第1款 広告宣伝用資産等の受贈益</p> <p> 第2款 未払給与の免除益</p> <p> 第3款 完全支配関係がある法人間の受贈益</p> <p>第5章 棚卸資産の評価</p> <p>第1節 棚卸資産の取得価額</p> <p> 第1款 購入した棚卸資産</p> <p> 第2款 製造等に係る棚卸資産</p> <p>第2節 棚卸資産の評価の方法</p> <p> 第1款 原価法</p> <p> 第2款 低価法</p> <p> 第3款 評価の方法の選定及び変更</p> <p>第3節 原価差額の調整</p>	<p>第1節 受取配当等の益金不算入</p> <p>第2節 削 除</p> <p>第3節 外国子会社から受ける配当等の益金不算入</p> <p>第4章 その他の益金等</p> <p>第1節 資産の評価益</p> <p> 第1款 通則</p> <p> 第2款 有価証券の評価益</p> <p> 第3款 固定資産の評価益</p> <p> 第4款 その他</p> <p>第2節 受贈益</p> <p> 第1款 広告宣伝用資産等の受贈益</p> <p> 第2款 未払給与の免除益</p> <p> 第3款 完全支配関係がある法人間の受贈益</p> <p>第5章 棚卸資産の評価</p> <p>第1節 棚卸資産の取得価額</p> <p> 第1款 購入した棚卸資産</p> <p> 第2款 製造等に係る棚卸資産</p> <p>第2節 棚卸資産の評価の方法</p> <p> 第1款 原価法</p> <p> 第2款 低価法</p> <p> 第3款 評価の方法の選定及び変更</p> <p>第3節 原価差額の調整</p>

改 正 後	改 正 前
第4節 棚卸しの手続	第4節 棚卸しの手続
第6章 削 除	第6章 削 除
第7章 減価償却資産の償却等	第7章 減価償却資産の償却等
第1節 減価償却資産の範囲	第1節 減価償却資産の範囲
第1款 減価償却資産	第1款 減価償却資産
第2款 少額の減価償却資産等	第2款 少額の減価償却資産等
第2節 減価償却の方法	第2節 減価償却の方法
第3節 固定資産の取得価額等	第3節 固定資産の取得価額等
第1款 固定資産の取得価額	第1款 固定資産の取得価額
第2款 耐用年数の短縮	第2款 耐用年数の短縮
第4節 償却限度額等	第4節 償却限度額等
第1款 通則	第1款 通則
第2款 償却方法を変更した場合の償却限度額	第2款 償却方法を変更した場合の償却限度額
第3款 増加償却	第3款 増加償却
第4款 償却累積額による償却限度額の特例の適用を受ける資産	第4款 償却累積額による償却限度額の特例の適用を受ける資産
第5節 償却費の損金経理	第5節 償却費の損金経理
第6節 特殊な資産についての償却計算	第6節 特殊な資産についての償却計算
第1款 鉱業用減価償却資産の償却	第1款 鉱業用減価償却資産の償却
第2款 取替資産についての償却	第2款 取替資産についての償却
第3款 特別な償却率を適用する資産の償却	第3款 特別な償却率を適用する資産の償却
第4款 生物の償却	第4款 生物の償却
第6節の2 リース資産の償却等	第6節の2 リース資産の償却等

改 正 後	改 正 前
<p>第1款 所有権移転外リース取引に該当しないリース取引の意義</p> <p>第2款 賃借人の処理</p> <p>第3款 賃貸人の処理</p> <p>第4款 その他</p> <p>第7節 除却損失等</p> <p>第1款 除却損失等の損金算入</p> <p>第2款 総合償却資産の除却価額等</p> <p>第3款 個別償却資産の除却価額等</p> <p>第8節 資本的支出と修繕費</p> <p>第9節 劣化資産</p> <p>第8章 繰延資産の償却</p> <p>第1節 繰延資産の意義及び範囲等</p> <p>第2節 繰延資産の償却期間</p> <p>第3節 償却費の計算</p> <p>第9章 その他の損金</p> <p>第1節 資産の評価損</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 棚卸資産の評価損</p> <p>第3款 有価証券の評価損</p> <p>第4款 固定資産の評価損</p> <p>第2節 役員給与等</p> <p>第1款 役員等の範囲</p>	<p>第1款 所有権移転外リース取引に該当しないリース取引の意義</p> <p>第2款 賃借人の処理</p> <p>第3款 賃貸人の処理</p> <p>第4款 その他</p> <p>第7節 除却損失等</p> <p>第1款 除却損失等の損金算入</p> <p>第2款 総合償却資産の除却価額等</p> <p>第3款 個別償却資産の除却価額等</p> <p>第8節 資本的支出と修繕費</p> <p>第9節 劣化資産</p> <p>第8章 繰延資産の償却</p> <p>第1節 繰延資産の意義及び範囲等</p> <p>第2節 繰延資産の償却期間</p> <p>第3節 償却費の計算</p> <p>第9章 その他の損金</p> <p>第1節 資産の評価損</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 棚卸資産の評価損</p> <p>第3款 有価証券の評価損</p> <p>第4款 固定資産の評価損</p> <p>第2節 役員給与等</p> <p>第1款 役員等の範囲</p>

改 正 後	改 正 前
第2款 経済的な利益の供与	第2款 経済的な利益の供与
第3款 定期同額給与	第3款 定期同額給与
第4款 事前確定届出給与	第4款 事前確定届出給与
第5款 損金の額に算入される業績連動給与	第5款 損金の額に算入される業績連動給与
第6款 過大な役員給与の額	第6款 過大な役員給与の額
第7款 退職給与	第7款 退職給与
第8款 使用人給与	第8款 使用人給与
第9款 転籍、出向者に対する給与等	第9款 転籍、出向者に対する給与等
第3節 保険料等	第3節 保険料等
第4節 寄附金	第4節 寄附金
第1款 寄附金の範囲等	第1款 寄附金の範囲等
第2款 完全支配関係がある法人間の寄附金	第2款 完全支配関係がある法人間の寄附金
第3款 国等に対する寄附金	第3款 国等に対する寄附金
第4款 被災者に対する義援金等	第4款 被災者に対する義援金等
第5款 その他	第5款 その他
第5節 租税公課等	第5節 租税公課等
第1款 租税	第1款 租税
第2款 外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等	第2款 外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等
第3款 第二次納税義務による納付税額	第3款 第二次納税義務による納付税額
第4款 賦課金、納付金等	第4款 賦課金、納付金等
第5款 簿外経費	第5款 簿外経費
第6款 罰科金	第6款 罰科金
第6節 貸倒損失	第6節 貸倒損失
第1款 金銭債権の貸倒れ	第1款 金銭債権の貸倒れ

改 正 後	改 正 前
<p>第2款 返品債権特別勘定</p> <p>第6節の2 負担金</p> <p>第7節 その他の経費</p> <p>第1款 商品等の販売に要する景品等の費用</p> <p>第2款 海外渡航費</p> <p>第3款 会費及び入会金等の費用</p> <p>第4款 その他</p> <p>第10章 圧縮記帳</p> <p>第1節 圧縮記帳の通則</p> <p>第2節 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第3節 工事負担金で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第4節 非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第5節 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳</p> <p>第6節 交換により取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第11章 引当金</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 貸倒引当金</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p>第3款 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p>第12章 繰越欠損金</p>	<p>第2款 返品債権特別勘定</p> <p>第6節の2 負担金</p> <p>第7節 その他の経費</p> <p>第1款 商品等の販売に要する景品等の費用</p> <p>第2款 海外渡航費</p> <p>第3款 会費及び入会金等の費用</p> <p>第4款 その他</p> <p>第10章 圧縮記帳</p> <p>第1節 圧縮記帳の通則</p> <p>第2節 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第3節 工事負担金で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第4節 非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第5節 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳</p> <p>第6節 交換により取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第11章 引当金</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 貸倒引当金</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p>第3款 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p>第12章 繰越欠損金</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第1節 欠損金の繰越し</p> <p>第2節 災害損失金</p> <p>第3節 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金</p> <p>第12章の2 組織再編成に係る所得の金額の計算</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 特定資産に係る譲渡等損失額</p> <p>第3節 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の時価評価損益</p> <p>第12章の3 削 除</p> <p>第12章の4 完全支配関係がある法人の間の取引の損益</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整</p> <p>第3節 譲渡損益調整額の戻入れ</p> <p>第12章の5 リース取引</p> <p>第1節 リース取引の意義</p> <p>第2節 金銭の貸借とされるリース取引</p> <p style="padding-left: 2em;">第1款 金銭の貸借とされるリース取引の判定</p> <p style="padding-left: 2em;">第2款 譲渡人の処理</p> <p style="padding-left: 2em;">第3款 譲受人の処理</p> <p>第12章の6 法人課税信託に係る所得の金額の計算等</p>	<p>第1節 欠損金の繰越し</p> <p>第2節 災害損失金</p> <p>第3節 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金</p> <p>第12章の2 組織再編成に係る所得の金額の計算</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 特定資産に係る譲渡等損失額</p> <p>第3節 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の時価評価損益</p> <p>第12章の3 削 除</p> <p>第12章の4 完全支配関係がある法人の間の取引の損益</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整</p> <p>第3節 譲渡損益調整額の戻入れ</p> <p>第12章の5 リース取引</p> <p>第1節 リース取引の意義</p> <p>第2節 金銭の貸借とされるリース取引</p> <p style="padding-left: 2em;">第1款 金銭の貸借とされるリース取引の判定</p> <p style="padding-left: 2em;">第2款 譲渡人の処理</p> <p style="padding-left: 2em;">第3款 譲受人の処理</p> <p>第12章の6 法人課税信託に係る所得の金額の計算等</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第1節 通則</p> <p>第2節 法人課税信託に係る所得の金額の計算</p> <p>第12章の7 完全支配関係がある法人の間の損益通算及び欠損金の通算</p> <p>第1節 損益通算及び欠損金の通算</p> <p>第2節 損益通算及び欠損金の通算のための承認等</p> <p> 第1款 通算承認</p> <p> 第2款 通算制度の取りやめ等</p> <p>第3節 資産の時価評価損益等</p> <p> 第1款 通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益</p> <p> 第2款 通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益</p> <p> 第3款 通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益</p> <p> 第4款 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入</p> <p>第13章 借地権の設定等に伴う所得の計算</p> <p>第13章の2 外貨建取引の換算等</p> <p>第1節 外貨建取引に係る会計処理等</p> <p>第2節 外貨建資産等の換算等</p> <p>第14章 特殊な損益の計算</p> <p>第1節 特殊な団体の損益</p> <p> 第1款 組合事業による損益</p> <p> 第2款 従業員団体の損益</p>	<p>第1節 通則</p> <p>第2節 法人課税信託に係る所得の金額の計算</p> <p>第12章の7 完全支配関係がある法人の間の損益通算及び欠損金の通算</p> <p>第1節 損益通算及び欠損金の通算</p> <p>第2節 損益通算及び欠損金の通算のための承認等</p> <p> 第1款 通算承認</p> <p> 第2款 通算制度の取りやめ等</p> <p>第3節 資産の時価評価損益等</p> <p> 第1款 通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益</p> <p> 第2款 通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益</p> <p> 第3款 通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益</p> <p> 第4款 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入</p> <p>第13章 借地権の設定等に伴う所得の計算</p> <p>第13章の2 外貨建取引の換算等</p> <p>第1節 外貨建取引に係る会計処理等</p> <p>第2節 外貨建資産等の換算等</p> <p>第14章 特殊な損益の計算</p> <p>第1節 特殊な団体の損益</p> <p> 第1款 組合事業による損益</p> <p> 第2款 従業員団体の損益</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第2節 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金</p> <p>第1款 事業分量配当等</p> <p>第2款 特別の賦課金</p> <p>第3節 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益</p> <p>第1款 更生会社等の損益等</p> <p>第2款 債権者等の損益</p> <p>第4節 受益者等課税信託による損益</p> <p>第15章 公益法人等及び人格のない社団等の収益事業課税</p> <p>第1節 収益事業の範囲</p> <p>第1款 共通事項</p> <p>第2款 物品販売業</p> <p>第3款 不動産販売業</p> <p>第4款 金銭貸付業</p> <p>第5款 物品貸付業</p> <p>第6款 不動産貸付業</p> <p>第7款 製造業</p> <p>第8款 通信業</p> <p>第9款 運送業</p> <p>第10款 倉庫業</p> <p>第11款 請負業</p> <p>第12款 印刷業</p> <p>第13款 出版業</p> <p>第14款 写真業</p>	<p>第2節 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金</p> <p>第1款 事業分量配当等</p> <p>第2款 特別の賦課金</p> <p>第3節 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益</p> <p>第1款 更生会社等の損益等</p> <p>第2款 債権者等の損益</p> <p>第4節 受益者等課税信託による損益</p> <p>第15章 公益法人等及び人格のない社団等の収益事業課税</p> <p>第1節 収益事業の範囲</p> <p>第1款 共通事項</p> <p>第2款 物品販売業</p> <p>第3款 不動産販売業</p> <p>第4款 金銭貸付業</p> <p>第5款 物品貸付業</p> <p>第6款 不動産貸付業</p> <p>第7款 製造業</p> <p>第8款 通信業</p> <p>第9款 運送業</p> <p>第10款 倉庫業</p> <p>第11款 請負業</p> <p>第12款 印刷業</p> <p>第13款 出版業</p> <p>第14款 写真業</p>

改 正 後	改 正 前
第15款 席貸業	第15款 席貸業
第16款 旅館業	第16款 旅館業
第17款 飲食店業	第17款 飲食店業
第18款 周旋業	第18款 周旋業
第19款 代理業	第19款 代理業
第20款 仲立業	第20款 仲立業
第21款 問屋業	第21款 問屋業
第22款 鉱業及び土石採取業	第22款 鉱業及び土石採取業
第23款 浴場業	第23款 浴場業
第24款 理容業	第24款 理容業
第25款 美容業	第25款 美容業
第26款 興行業	第26款 興行業
第27款 遊技所業	第27款 遊技所業
第28款 遊覧所業	第28款 遊覧所業
第29款 医療保健業	第29款 医療保健業
第30款 技芸教授業	第30款 技芸教授業
第31款 駐車場業	第31款 駐車場業
第32款 信用保証業	第32款 信用保証業
第33款 労働者派遣業	第33款 労働者派遣業
第34款 その他	第34款 その他
第2節 収益事業に係る所得の計算等	第2節 収益事業に係る所得の計算等
第16章 税額の計算	第16章 税額の計算
第1節 特定同族会社の特別税率	第1節 特定同族会社の特別税率

改 正 後	改 正 前
<p>第1款 特別税率の適用を受ける特定同族会社の範囲</p> <p>第2款 留保金額の計算</p> <p>第2節 所得税額の控除</p> <p>第3節 外国税額の控除</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 外国法人税の控除</p> <p>第3款 その他</p> <p>第3節の2 分配時調整外国税相当額の控除</p> <p>第4節 所得金額の端数計算</p> <p>第5節 中小企業者等の軽減税率</p> <p>第17章 申告、納付及び還付</p> <p>第1節 申告及び納付</p> <p>第2節 還付</p> <p>第18章 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税</p> <p>第1節 <u>定義</u></p> <p>第1款 <u>企業グループ等</u></p> <p>第2款 <u>特定多国籍企業グループ等</u></p> <p>第3款 <u>恒久的施設等</u></p> <p>第4款 <u>所在地国</u></p> <p>第5款 <u>除外会社等</u></p> <p>第6款 <u>共同支配会社等</u></p> <p>第7款 <u>各種投資会社等</u></p>	<p>第1款 特別税率の適用を受ける特定同族会社の範囲</p> <p>第2款 留保金額の計算</p> <p>第2節 所得税額の控除</p> <p>第3節 外国税額の控除</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 外国法人税の控除</p> <p>第3款 その他</p> <p>第3節の2 分配時調整外国税相当額の控除</p> <p>第4節 所得金額の端数計算</p> <p>第5節 中小企業者等の軽減税率</p> <p>第17章 申告、納付及び還付</p> <p>第1節 申告及び納付</p> <p>第2節 還付</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>第8款 個別計算所得等の金額</u></p> <p><u>第9款 対象租税</u></p> <p><u>第10款 調整後対象租税額</u></p> <p><u>第2節 国際最低課税額</u></p> <p><u>第1款 国別グループ純所得の金額から控除する金額</u></p> <p><u>第2款 構成会社等に係る国別実効税率の計算</u></p> <p><u>第3款 構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額</u></p> <p><u>第4款 無国籍会社等に係る再計算国際最低課税額</u></p> <p><u>第5款 共同支配会社等に係る国別実効税率の計算</u></p> <p><u>第6款 適用免除基準</u></p> <p><u>第7款 国別グループ純所得の金額から控除する金額の特例</u></p> <p><u>第19章 退職年金等積立金額の計算</u></p> <p><u>第20章 外国法人の納税義務</u></p> <p>第1節 恒久的施設</p> <p>第1款 外国法人の国内にある支店等</p> <p>第2款 外国法人の国内にある長期建設工事現場等</p> <p>第3款 外国法人が国内に置く代理人等</p> <p>第2節 国内源泉所得</p> <p>第1款 恒久的施設帰属所得</p> <p>第2款 国内にある資産の所得</p>	<p><u>第18章 退職年金等積立金額の計算</u></p> <p><u>第19章 削 除</u></p> <p><u>第20章 外国法人の納税義務</u></p> <p>第1節 恒久的施設</p> <p>第1款 外国法人の国内にある支店等</p> <p>第2款 外国法人の国内にある長期建設工事現場等</p> <p>第3款 外国法人が国内に置く代理人等</p> <p>第2節 国内源泉所得</p> <p>第1款 恒久的施設帰属所得</p> <p>第2款 国内にある資産の所得</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第3款 人的役務提供事業の所得</p> <p>第4款 不動産等の貸付けによる所得</p> <p>第5款 その他</p> <p>第3節 租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得</p> <p>第4節 課税標準</p> <p>第5節 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 益金の額の計算</p> <p>第3款 損金の額の計算</p> <p>第4款 保険会社の投資資産及び投資収益</p> <p>第5款 恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算 入</p> <p>第6款 外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入</p> <p>第7款 恒久的施設の閉鎖に伴う資産の時価評価損益</p> <p>第8款 その他</p> <p>第6節 その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算</p> <p>第7節 税額の計算</p> <p>第1款 所得税額の控除</p> <p>第2款 外国税額の控除</p> <p>第3款 分配時調整外国税相当額の控除</p> <p>第8節 申告及び還付</p> <p>第1款 申告</p> <p>第2款 還付</p>	<p>第3款 人的役務提供事業の所得</p> <p>第4款 不動産等の貸付けによる所得</p> <p>第5款 その他</p> <p>第3節 租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得</p> <p>第4節 課税標準</p> <p>第5節 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 益金の額の計算</p> <p>第3款 損金の額の計算</p> <p>第4款 保険会社の投資資産及び投資収益</p> <p>第5款 恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算 入</p> <p>第6款 外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入</p> <p>第7款 恒久的施設の閉鎖に伴う資産の時価評価損益</p> <p>第8款 その他</p> <p>第6節 その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算</p> <p>第7節 税額の計算</p> <p>第1款 所得税額の控除</p> <p>第2款 外国税額の控除</p> <p>第3款 分配時調整外国税相当額の控除</p> <p>第8節 申告及び還付</p> <p>第1款 申告</p> <p>第2款 還付</p>

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
別 表	別 表

二 納税地及び納税義務

改 正 後	改 正 前
<p>(清算結了の登記をした場合の納税義務等)</p> <p>1-1-7 法人が清算結了の登記をした場合においても、その清算の結了は実質的に判定すべきものであるから、当該法人は、<u>法人税</u>を納める義務を履行するまではなお存続するものとする。</p> <p>㊦ 本文の法人が通算法人である場合において当該法人が清算結了の登記をしたときの当該法人の納税義務等について、当該法人は、その<u>法人税</u>については、本文に定めるところにより、当該法人税を納める義務を履行するまではなお存続するものとし、法第152条第1項（連帯納付の責任）の規定により連帯納付の責任を有することとなった他の通算法人の同項に規定する法人税については、当該法人及び他の通算法人が当該法人税を納める義務を履行するまではなお存続するものとする。</p>	<p>(清算結了の登記をした場合の納税義務等)</p> <p>1-1-7 法人が清算結了の登記をした場合においても、その清算の結了は実質的に判定すべきものであるから、当該法人は、<u>各事業年度の所得に対する法人税</u>を納める義務を履行するまではなお存続するものとする。</p> <p>㊦ 本文の法人が通算法人である場合において当該法人が清算結了の登記をしたときの当該法人の納税義務等について、当該法人は、その<u>各事業年度の所得に対する法人税</u>については、本文に定めるところにより、当該法人税を納める義務を履行するまではなお存続するものとし、法第152条第1項（連帯納付の責任）の規定により連帯納付の責任を有することとなった他の通算法人の同項に規定する法人税については、当該法人及び他の通算法人が当該法人税を納める義務を履行するまではなお存続するものとする。</p>

三 利益積立金額

改 正 後	改 正 前
(納付すべき道府県民税等の計算)	(納付すべき道府県民税等の計算)

改 正 後	改 正 前
<p>1-6-1 利益積立金額を計算する場合において、留保している金額に含まれない道府県民税及び市町村民税（以下1-6-1において「道府県民税等」という。）の金額は、利益積立金額の計算を行う時までに確定している<u>各事業年度の所得に対する法人税の額</u>を基礎として計算した金額（実際の税率により計算することが困難である場合には、標準税率により計算した金額）による。この場合において、その後道府県民税等の申告、更正又は決定により過不足額が生じたときは、その過不足額は、当該申告、更正又は決定のあった日の属する事業年度開始の日において調整する。</p> <p>(注) 被合併法人の最後事業年度又は法第24条第1項第2号から第7号まで（配当等の額とみなす金額）の規定によりみなし配当の計算が必要となる事業年度については、標準税率によらず適正額により計算の基礎となる事業年度の利益積立金額を計算することに留意する。</p>	<p>1-6-1 利益積立金額を計算する場合において、留保している金額に含まれない道府県民税及び市町村民税（以下1-6-1において「道府県民税等」という。）の金額は、利益積立金額の計算を行う時までに確定している<u>法人税額</u>を基礎として計算した金額（実際の税率により計算することが困難である場合には、標準税率により計算した金額）による。この場合において、その後道府県民税等の申告、更正又は決定により過不足額が生じたときは、その過不足額は、当該申告、更正又は決定のあった日の属する事業年度開始の日において調整する。</p> <p>(注) 被合併法人の最後事業年度又は法第24条第1項第2号から第7号まで（配当等の額とみなす金額）の規定によりみなし配当の計算が必要となる事業年度については、標準税率によらず適正額により計算の基礎となる事業年度の利益積立金額を計算することに留意する。</p>

四 受贈益

改 正 後	改 正 前
<p>(寄附金の額に対応する受贈益)</p> <p>4-2-4 内国法人が当該内国法人との間に完全支配関係（法人による完全支配関係に限る。以下4-2-6までにおいて同じ。）がある他の内国法人から受けた受贈益の額が、当該他の内国法人において法第37条第7項（寄附金の損金不算入）に規定する寄附金の額に該当する場合であっても、例えば、当該他の内国法人が公益法人等であり、その寄附金の額が当該他の内国法人において収益事業以外の事業に属する資産のうちから支出されたものであるときには、当該寄附金の額を当該他の内国法人において損金の額に算入することができ</p>	<p>(寄附金の額に対応する受贈益)</p> <p>4-2-4 内国法人が当該内国法人との間に完全支配関係（法人による完全支配関係に限る。以下4-2-6までにおいて同じ。）がある他の内国法人から受けた受贈益の額が、当該他の内国法人において法第37条第7項（寄附金の損金不算入）に規定する寄附金の額に該当する場合であっても、例えば、当該他の内国法人が公益法人等であり、その寄附金の額が当該他の内国法人において<u>法人税が課されない</u>収益事業以外の事業に属する資産のうちから支出されたものであるときには、当該寄附金の額を当該他の内国法人において損金の額に</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ないのであるから、当該受贈益の額は法第25条の2第1項（受贈益）に規定する「寄附金の額に対応するもの」に該当しないことに留意する。</p>	<p>算入することができないのであるから、当該受贈益の額は法第25条の2第1項（<u>完全支配関係のある法人間の受贈益の益金不算入</u>）に規定する「寄附金の額に対応するもの」に該当しないことに留意する。</p>

五 寄附金

改 正 後	改 正 前
<p>（受贈益の額に対応する寄附金）</p> <p>9-4-2の6 内国法人が当該内国法人との間に完全支配関係（法人による完全支配関係に限る。）がある他の内国法人に対して支出した寄附金の額が、当該他の内国法人において法第25条の2第2項（受贈益）に規定する受贈益の額に該当する場合であっても、例えば、当該他の内国法人が公益法人等であり、その受贈益の額が当該他の内国法人において収益事業以外の事業に属するものとして区分経理されているときには、当該受贈益の額を当該他の内国法人において益金の額に算入することができないのであるから、当該寄附金の額は法第37条第2項（寄附金の損金不算入）に規定する「受贈益の額に対応するもの」に該当しないことに留意する。</p> <p>（他の者に対して支払う国際最低課税額の負担額として計算される金額）</p> <p>9-4-9 <u>特定多国籍企業グループ等（法第82条第4号（定義）に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。以下9-4-9において同じ。）に属する法人が、契約等に基づき、他の者に対し当該特定多国籍企業グループ等に係る国際最低課税額（法第82条の2第1項（国際最低課税額）に規定する国際最低課</u></p>	<p>（受贈益の額に対応する寄附金）</p> <p>9-4-2の6 内国法人が当該内国法人との間に完全支配関係（法人による完全支配関係に限る。）がある他の内国法人に対して支出した寄附金の額が、当該他の内国法人において法第25条の2第2項（<u>受贈益の益金不算入</u>）に規定する受贈益の額に該当する場合であっても、例えば、当該他の内国法人が公益法人等であり、その受贈益の額が当該他の内国法人において<u>法人税が課されない</u>収益事業以外の事業に属するものとして区分経理されているときには、当該受贈益の額を当該他の内国法人において益金の額に算入することができないのであるから、当該寄附金の額は法第37条第2項（<u>完全支配関係のある法人間の寄附金の損金不算入</u>）に規定する「受贈益の額に対応するもの」に該当しないことに留意する。</p> <p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>税額をいう。)の負担額として合理的に計算される金額を支払う場合には、その支払う金額は、<u>法第37条第7項(寄附金の損金不算入)に規定する寄附金の額に該当しないものとする。</u></p>	

六 通則

改 正 後	改 正 前
<p>(法人課税信託に係る受託法人の内外判定と納税地)</p> <p>12の6-1-5 法人課税信託の受託者である法人又は個人の当該法人課税信託に係る納税地は、法第1編第6章(納税地)に定めるところによるのであるから、例えば、法第4条の3第1号又は第2号(受託法人等に関するこの法律の適用)の規定により当該法人課税信託に係る受託法人が内国法人又は外国法人のいずれに該当するかにかかわらずに留意する。</p> <p>㊦ 法人課税信託の受託者である内国法人について、同号の規定によりその法人課税信託に係る受託法人が外国人とされた場合における<u>各事業年度の所得に対する法人税</u>の課税標準は、法第141条(課税標準)に定めるところによる。</p>	<p>(法人課税信託に係る受託法人の内外判定と納税地)</p> <p>12の6-1-5 法人課税信託の受託者である法人又は個人の当該法人課税信託に係る納税地は、法第1編第6章(納税地)に定めるところによるのであるから、例えば、法第4条の3第1号又は第2号(受託法人等に関するこの法律の適用)の規定により当該法人課税信託に係る受託法人が内国法人又は外国法人のいずれに該当するかにかかわらずに留意する。</p> <p>㊦ 法人課税信託の受託者である内国法人について、同号の規定によりその法人課税信託に係る受託法人が外国人とされた場合における<u>法人税</u>の課税標準は、法第141条(課税標準)に定めるところによる。</p>

七 収益事業に係る所得の計算等

改 正 後	改 正 前
<p>(公益法人等の確定申告書の添付書類)</p> <p>15-2-14 公益法人等又は人格のない社団等が法第74条第3項(確定申告)</p>	<p>(公益法人等の確定申告書の添付書類)</p> <p>15-2-14 公益法人等又は人格のない社団等が法第74条第3項(確定申告書</p>

改 正 後	改 正 前
<p>の規定により確定申告書に添付する貸借対照表、損益計算書等の書類及び法第82条の6第3項（国際最低課税額に係る確定申告）の規定により国際最低課税額確定申告書に添付する連結等財務諸表（法第82条第1号（定義）に規定する連結等財務諸表をいう。）等の書類には、当該公益法人等又は人格のない社団等が行う収益事業以外の事業に係るこれらの書類が含まれることに留意する。</p>	<p>の添付書類）の規定により確定申告書に添付する貸借対照表、損益計算書等の書類には、当該公益法人等又は人格のない社団等が行う収益事業以外の事業に係るこれらの書類が含まれることに留意する。</p>

八 還付

改 正 後	改 正 前
<p>（欠損金の繰戻しによる還付における災害損失の額の計算）</p> <p>17-2-8 12-2-1 から12-2-15まで（減失損等の計上時期等）は、法第80条第5項（欠損金の繰戻しによる還付）において準用する同条第1項の規定を適用する場合の災害損失の額（令第155条の2第4項柱書（欠損金の繰戻しによる還付）の損失の額をいう。）の計算について準用する。</p>	<p>（欠損金の繰戻しによる還付における災害損失の額の計算）</p> <p>17-2-8 12-2-1 から12-2-15まで（減失損等の計上時期等）は、法第80条第5項（欠損金の繰戻しによる還付）において準用する同条第1項の規定を適用する場合の災害損失の額（令第156条第4項（欠損金の繰戻しによる還付）に規定する損失の額をいう。）の計算について準用する。</p>

九 定義

改 正 後	改 正 前
<p>第18章 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税</p> <p style="text-align: center;">第1節 定義</p> <p style="text-align: center;">第1款 企業グループ等</p>	<p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>に留意する。</u></p> <p><u>(留) この場合において、次に掲げる会社等は、当該「財産及び損益の状況が連結して記載される会社等」に該当しない。</u></p> <p><u>(1) 連結会計基準第7項(1)の更生会社、破産会社その他これらに準ずるものであって、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められる会社等</u></p> <p><u>(2) 平成20年3月10日付企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」(以下18-1-16までにおいて「持分法会計基準」という。)第5項の関連会社に該当する会社等</u></p> <p><u>(連結の範囲から除かれる会社等)</u></p> <p><u>18-1-3 企業グループ等の判定に当たり、企業集団の計算書類において連結の範囲から除かれる会社等のうち、企業グループ等に含まれることとされる会社等は、規則第38条の5各号(企業グループ等の範囲)に掲げる理由に該当する会社等に限られるのであるから、最終親会社財務会計基準に従い当該理由以外の理由により連結の範囲から除かれる会社等は、企業グループ等に含まれないことに留意する。</u></p> <p><u>(最終親会社が複数ある場合の企業グループ等の判定)</u></p> <p><u>18-1-4 企業グループ等の判定に当たり、契約により、複数の最終親会社に係る企業集団につき法第82条第1号イ(定義)に掲げる計算書類(最終親会社の所在地国(同条第7号に規定する所在地国をいう。以下この章において同じ。)の法令に従って監査が行われるものに限る。)を作成している場合は、当該複数の最終親会社に係る企業集団を企業グループ等として、法の規定を適用する。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>⑥ 同条第3号に規定する多国籍企業グループ等のうち、各対象会計年度前の対象会計年度の数が1であるもの又は各対象会計年度前の対象会計年度がないものは、令第155条の6第4項第1号（特定多国籍企業グループ等の範囲）に掲げる対象多国籍企業グループ等に該当しないことに留意する。</u></p> <p><u>（総収入金額の範囲）</u></p> <p><u>18-1-7 規則第38条の6第1項及び第2項第1号又は第2号（特定多国籍企業グループ等の範囲）の「売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額」には、例えば、売上高のほか、受取利息、有価証券利息、受取配当金、有価証券売却益、為替差益、貸倒引当金戻入益、持分法による投資利益、固定資産売却益及び負ののれん発生益の科目など、連結等財務諸表（法第82条第1号（定義）に規定する連結等財務諸表をいう。以下この章において同じ。）又は同項第2号イ若しくはロに掲げる計算書類における全ての収益の額が含まれる。</u></p> <p><u>⑥ 本文の「連結等財務諸表（……）又は同項第2号イ若しくはロに掲げる計算書類における全ての収益の額」には、法第82条第14号に規定する除外会社等に係る収益の額も含まれることに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">第3款 恒久的施設等</p> <p><u>（収入等が会社等の恒久的施設等に帰せられないことの判定を行う場合の準用）</u></p> <p><u>18-1-8 20-2-1（恒久的施設帰属所得の認識に当たり勘案されるその他の状況）から 20-2-4（恒久的施設において使用する資産の範囲）までの取扱いは、令第155条の7第2号ハ（導管会社等の範囲）に定める方法によって、法第82条第5号（定義）に規定する収入等が同号ロに規定する会社等の恒久的</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>施設等（同条第6号に規定する恒久的施設等をいう。以下この章において同じ。）に帰せられないことの判定を行う場合について準用する。</u></p> <p><u>（事業が行われる場所とみなされるものの例示）</u></p> <p><u>18-1-9 法第82条第6号イ、ロ又はニ（定義）の「事業が行われる場所とみなされるもの」には、例えば、同号イの条約等、同号ロの他方の国の租税に関する法令又は同号ニの所在地国の租税に関する法令において、恒久的施設又は恒久的施設に相当するものとして取り扱われる代理人がこれに該当することに留意する。</u></p>	<p>（新 設）</p>
<p><u>（一の国又は地域において複数の事業活動の拠点を有する場合の恒久的施設等）</u></p> <p><u>18-1-10 会社等の所在地国以外の一の国又は地域に当該会社等の事業活動の拠点が複数ある場合には、複数の当該事業活動の拠点全体が一の恒久的施設等となるのであるから留意する。</u></p>	<p>（新 設）</p>
<p><u>（国際的に広く用いられる方法により事業から生ずる所得の範囲を定める条約等の例示）</u></p> <p><u>18-1-11 規則第38条の8（恒久的施設等の範囲）の「国際的に広く用いられる方法により当該所得の範囲を定めるもの」には、法第82条第6号イ（定義）の「当該所在地国と当該他方の国との間の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための国際約束又はこれに類するもの」のうち、例えば、次に掲げるものがこれに該当することに留意する。</u></p> <p><u>(1) 法第138条第1項第1号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得（同条第3項の規定により同号に掲げる所得とされるものを除く。）及びこれに相当</u></p>	<p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>する所得に対して租税を課することができる旨の定め(以下18-1-11において「恒久的施設帰属所得課税規定」という。)のあるもの</u></p> <p><u>(2) 恒久的施設帰属所得課税規定のあるもの(同号に規定する内部取引から所得が生ずる旨の定めのあるものを除く。)</u></p> <p><u>(3) 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め</u></p> <p style="text-align: center;">第4款 所在地国</p> <p><u>(条約等の規定によっても所在地国が定まらない場合)</u></p> <p><u>18-1-12 令第155条の8第2号(所在地国の判定)の「国又は地域が定まらない場合」には、例えば、国又は地域の間条約等(同条第1号に規定する条約等をいう。以下18-1-33までにおいて同じ。)がある場合で、次に掲げるときがこれに該当する。</u></p> <p><u>(1) 当該条約等の規定により、いずれか一の国又は地域の会社等とされるかについて、これらの国又は地域の権限ある当局間の協議(以下18-1-12において「相互協議」という。)により定めることとされる場合で、その相互協議に基づく合意が成立していないとき。</u></p> <p><u>(2) 相互協議に基づく合意が成立していないとして同条第2号から第4号まで及び規則第38条の9第3項(所在地国の判定)の規定により所在地国を判定した対象会計年度後の対象会計年度においてその合意が成立したとしても、その合意の結果は、当該判定した対象会計年度に係る所在地国の判定結果には影響しない。この場合において、当該合意があった日を含む対象会計年度後の対象会計年度における所在地国は、当該合意によって</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>定められた国又は地域となることに留意する。</u></p> <p><u>(2) 当該条約等の規定により、国又は地域が2以上ある場合には、これらの国又は地域のいずれの国又は地域の会社等にもならないこととされているとき。</u></p> <p style="text-align: center;">第5款 除外会社等</p> <p><u>(恒久的施設等を有する会社等の除外会社等の判定)</u></p> <p><u>18-1-13 会社等が恒久的施設等を有する場合には、当該会社等が規則第38条の10第5項各号(除外会社等の範囲)に掲げる会社等に該当するかどうかの判定は、当該恒久的施設等を含めて行うことに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">第6款 共同支配会社等</p> <p><u>(持分法が適用される会社等)</u></p> <p><u>18-1-14 法第82条第15号イ(定義)に掲げる共同支配会社等(以下18-1-30までにおいて「共同支配親会社等」という。)の判定に当たり、規則第38条の11第1項(共同支配会社等の範囲)の「会社等が……修正する方法」(以下18-1-15までにおいて「持分法」という。)が適用される会社等に該当するかどうかは、最終親会社財務会計基準に従って判定を行うのであるから、例えば、最終親会社財務会計基準において、持分法会計基準が適用される場合には、持分法会計基準により持分法の適用範囲に含まれる会社等がこれに該当することに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(持分法が適用されることとなる会社等)</u></p> <p><u>18-1-15 法第 82 条第 15 号イ(定義)の「適用されることとなる会社等」には、最終親会社等(同条第 10 号に規定する最終親会社等をいう。以下この章において同じ。)の連結等財務諸表において持分法が適用されていない場合、特定財務会計基準又は適格財務会計基準において持分法が適用されることとなる会社等がこれに該当することに留意する。</u></p> <p><u>(共同支配親会社等の連結等財務諸表にその財産及び損益の状況が連結して記載される会社等)</u></p> <p><u>18-1-16 法第 82 条第 15 号(定義)に規定する共同支配会社等の判定に当たり、共同支配親会社等の連結等財務諸表にその財産及び損益の状況が連結して記載される会社等に該当するかどうかは、当該会社等に係る共同支配親会社等の連結等財務諸表に係る会計処理の基準(以下 18-1-16 において「共同支配親会社財務会計基準」という。)に従って判定を行うのであるから、例えば、共同支配親会社財務会計基準において、連結会計基準が適用される場合には、連結会計基準により連結の範囲に含まれる会社等(同条第 14 号に規定する除外会社等を除く。以下 18-1-18 において同じ。)がこれに該当することに留意する。</u></p> <p><u>(注) この場合において、次に掲げる会社等は、当該「財産及び損益の状況が連結して記載される会社等」に該当しない。</u></p> <p><u>(1) 連結会計基準第 7 項(1)の更生会社、破産会社その他これらに準ずるものであって、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められる会社等</u></p> <p><u>(2) 持分法会計基準第 5 項の関連会社に該当する会社等</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(連結の範囲から除かれる会社等)</u></p> <p><u>18-1-17 法第 82 条第 15 号ロ《定義》に掲げる共同支配会社等の判定に当たり、規則第 38 条の 5 各号《企業グループ等の範囲》に掲げる理由により連結の範囲から除かれる会社等は、当該共同支配会社等に含まれないことに留意する。</u></p>	(新 設)
<p><u>(共同支配親会社等の連結等財務諸表にその財産及び損益の状況が連結して記載されることとなる会社等)</u></p> <p><u>18-1-18 法第 82 条第 15 号ロ《定義》の「記載されることとなる会社等」には、共同支配親会社等の連結等財務諸表が作成されていない場合であって、特定財務会計基準又は適格財務会計基準において会社等の財産及び損益の状況が連結等財務諸表に連結して記載されることとなる会社等がこれに該当することに留意する。</u></p> <p><u>(四) 当該共同支配親会社等の所在地国において複数の会計処理の基準の適用が認められている場合であって、そのいずれかの会計処理の基準において、その財産及び損益の状況を連結して記載することとされない会社等は、当該「記載されることとなる会社等」に該当しない。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 款 各種投資会社等</p>	(新 設)
<p><u>(出資者等が複数でない場合の取扱い)</u></p> <p><u>18-1-19 会社等が令第 155 条の 13 第 1 項第 1 号《各種投資会社等の範囲》に掲げる要件を満たすかどうかの判定に当たり、例えば、投資家の募集期間中や会社等の清算手続中の一定の期間において、当該会社等に出資又は拠出を行った者が複数いない場合であっても、複数の者（同号に規定する「複数の者」を</u></p>	(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>いう。) から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を運用することが当該会社等の目的とされているときは、当該要件を満たすことに留意する。</u></p> <p><u>会社等が、同条第2項第1号に掲げる要件を満たすかどうかを判定する場合についても、同様とする。</u></p> <p><u>(会社等の持分)</u></p> <p><u>18-1-20 令第155条の13第1項第1号イ(各種投資会社等の範囲)の「持分(当該他方の会社等有する自己の持分を除く。)」には、株式の払込み又は給付の金額(以下18-1-21において「払込金額等」という。)の全部又は一部について払込み又は給付(以下18-1-21において「払込み等」という。)が行われていないものも含まれるものとする。</u></p> <p><u>(直接又は間接保有の持分)</u></p> <p><u>18-1-21 令第155条の13第1項第1号イ(各種投資会社等の範囲)に規定する「特殊の関係」(以下18-1-21において「特殊の関係」という。)にあるかどうかを判定する場合の直接又は間接に保有する持分には、株式の払込金額等の全部又は一部について払込み等が行われていないものが含まれるものとする。</u></p> <p><u>④ 名義株は、その実際の権利者が保有するものとして特殊の關係の有無を判定することに留意する。</u></p> <p><u>(出資不動産の運用の範囲)</u></p> <p><u>18-1-22 令第155条の13第2項第1号から第4号まで(各種投資会社等の範囲)の運用には、例えば、出資不動産(同項第1号に規定する出資不動産をい</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>う。)を信託財産として信託する場合も含まれることに留意する。</u></p> <p><u>(各種投資会社等の判定を行う場合の準用)</u></p> <p><u>18-1-23 18-1-48(利益の配当の額の範囲)から18-1-51(所有持分の一部の譲渡又は移転をした場合の所有期間の判定)までの取扱いは、令第155条の13第4項第1号(各種投資会社等の範囲)の「利益の配当の額」について準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">第8款 個別計算所得等の金額</p> <p><u>(税引後当期純損益金額の計算)</u></p> <p><u>18-1-24 税引後当期純損益金額(令第155条の16第1項第1号(当期純損益金額)に規定する税引後当期純損益金額をいう。以下18-1-32までにおいて同じ。)の計算に当たっては、次のことに留意する。</u></p> <p><u>(1) 対象会計年度の税引後当期純損益金額に含まれないその他の包括利益の金額が、当該対象会計年度後の対象会計年度の損益計算書の項目に計上される金額に含まれることとなった場合には、当該その他の包括利益の金額を含めて、その当該対象会計年度後の対象会計年度の税引後当期純損益金額の計算を行う。</u></p> <p><u>(2) 非支配株主に帰属する金額を含めて、税引後当期純損益金額の計算を行う。</u></p> <p><u>(最終親会社等財務会計基準の意義)</u></p> <p><u>18-1-25 令第155条の16第1項第1号(当期純損益金額)に規定する最終親会社等財務会計基準(以下18-1-58までにおいて「最終親会社等財務会計基</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>準」という。)</u>とは、構成会社等(法第82条第13号《定義》に規定する構成会社等をいう。以下この章において同じ。)においては、法第82条第26号イに掲げる連結等財務諸表に係る会計処理の基準(以下18-1-31までにおいて「最終親会社財務会計基準」という。)をいい、共同支配会社等(同条第15号に規定する共同支配会社等をいう。以下この章において同じ。)においては、同条第26号ロに掲げる連結等財務諸表に係る会計処理の基準(以下18-1-29までにおいて「共同支配親会社財務会計基準」という。)をいうことに留意する。</p> <p><u>(構成会社等の会計処理の基準が最終親会社財務会計基準と異なる場合の取扱い)</u></p> <p><u>18-1-26 構成会社等の税引後当期純損益金額は、最終親会社財務会計基準に基づき計算するのであるから、構成会社等の損益計算書が最終親会社財務会計基準と異なる会計処理の基準により作成されている場合であっても、最終親会社財務会計基準において当該損益計算書を用いて連結等財務諸表を作成することが認められているときには、その認められる限りにおいて、当該構成会社等の税引後当期純損益金額の計算につき、最終親会社財務会計基準に基づき再計算することを要しない。</u></p> <p><u>(共同支配子会社等の会計処理の基準が共同支配親会社財務会計基準と異なる場合の取扱い)</u></p> <p><u>18-1-27 共同支配会社等の税引後当期純損益金額は、共同支配親会社財務会計基準に基づき計算するのであるから、共同支配会社等(共同支配親会社等を除く。以下18-1-29までにおいて「共同支配子会社等」という。)の損益計</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>算書が共同支配親会社財務会計基準と異なる会計処理の基準により作成されている場合であっても、共同支配親会社財務会計基準において当該損益計算書を用いて連結等財務諸表を作成することが認められているときには、その認められる限りにおいて、当該共同支配子会社等の税引後当期純損益金額の計算につき、共同支配親会社財務会計基準に基づき再計算することを要しない。</u></p> <p><u>(構成会社等の決算日と対象会計年度終了の日が異なる場合の取扱い)</u></p> <p><u>18-1-28 構成会社等の税引後当期純損益金額は、最終親会社財務会計基準に基づき計算するのであるから、構成会社等の決算日と対象会計年度終了の日が異なる場合に、当該構成会社等の決算が当該対象会計年度終了の日に行われたものとして当該構成会社等の税引後当期純損益金額の計算を行うかどうかは、最終親会社財務会計基準に従うことに留意する。</u></p> <p><u>(例) 例えば、最終親会社財務会計基準において、連結会計基準が適用される場合であって、当該構成会社等の決算日と当該対象会計年度終了の日の差異が3か月を超えないため、当該構成会社等の決算日に係る計算書類を用いて連結等財務諸表を作成しているときは、当該計算書類を基礎に当該構成会社等の税引後当期純損益金額を計算することに留意する。</u></p> <p><u>(共同支配子会社等の決算日と共同支配親会社等の決算日が異なる場合の取扱い)</u></p> <p><u>18-1-29 共同支配会社等の税引後当期純損益金額は、共同支配親会社財務会計基準に基づき計算するのであるから、共同支配子会社等の決算日と当該共同支配子会社等に係る共同支配親会社等の決算日が異なる場合に、当該共同支配子会社等の決算が当該共同支配親会社等の決算日に行われたものとして当該共</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>同支配子会社等の税引後当期純損益金額の計算を行うかどうかは、共同支配親会社財務会計基準に従うことに留意する。</u></p> <p><u>(例) 例えば、共同支配親会社財務会計基準において、連結会計基準が適用される場合であって、当該共同支配子会社等の決算日と当該共同支配親会社等の決算日の差異が3か月を超えないため、当該共同支配子会社等の決算日に係る計算書類を用いて連結等財務諸表を作成しているときは、当該計算書類を基礎に当該共同支配子会社等の税引後当期純損益金額を計算することに留意する。</u></p> <p><u>(共同支配親会社等の決算日と対象会計年度終了の日が異なる場合の取扱い)</u></p> <p><u>18-1-30 共同支配親会社等の税引後当期純損益金額は、当該共同支配親会社等の決算日と対象会計年度終了の日が異なる場合、当該対象会計年度終了の日の直前の当該決算日に係る計算書類を基礎に計算して差し支えない。</u></p> <p><u>(構成会社等又は共同支配会社等の税引後当期純損益金額又は恒久的施設等純損益金額の換算)</u></p> <p><u>18-1-31 構成会社等又は共同支配会社等の税引後当期純損益金額又は恒久的施設等純損益金額（令第155条の16第1項第2号イ《当期純損益金額》に規定する恒久的施設等純損益金額をいう。以下18-1-32までにおいて同じ。）について、当該構成会社等又は共同支配会社等の損益計算書に表示される通貨が最終親会社等の連結等財務諸表に表示される通貨と異なる場合には、当該構成会社等又は共同支配会社等の税引後当期純損益金額又は恒久的施設等純損益金額を最終親会社財務会計基準に基づき連結等財務諸表に表示される通貨に換算することに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>項に規定する他の構成会社等をいう。以下 18-1-33 において同じ。）をい</u> <u>い、共同支配会社等にあつては、当該共同支配会社等と他の共同支配会社等</u> <u>(同項に規定する他の共同支配会社等をいう。以下 18-1-33 において同</u> <u>じ。)をいう。以下 18-1-33 において同じ。)の所在地国の租税に関する</u> <u>法令における独立企業間価格に関する規定により、当該所在地国の租税に関</u> <u>する法令を執行する当局から更正又は決定(外国におけるこれらに相当する</u> <u>ものを含む。以下 18-1-33 において同じ。)があつた場合において、それ</u> <u>ぞれの所在地国の権限ある当局間の条約等に基づく合意(外国におけるこれ</u> <u>に相当するものを含む。)が行われたとき。</u></p> <p>(2) <u>対象取引に係る金額につき、独立企業間価格の算定の方法及び対象取引に</u> <u>関する事項について、構成会社等の所在地国の権限ある当局及び他の構成会</u> <u>社等の所在地国の権限ある当局による確認(外国におけるこれに相当するも</u> <u>のを含む。以下 18-1-33 において同じ。)があるとき又は共同支配会社等</u> <u>の所在地国の権限ある当局及び他の共同支配会社等の所在地国の権限ある当</u> <u>局による確認があるとき。</u></p> <p>(3) <u>対象取引に係る金額につき、独立企業間価格の算定の方法及び対象取引に</u> <u>関する事項について一方の所在地国の権限ある当局のみによる確認があると</u> <u>き。</u></p> <p>(4) <u>対象取引に係る金額につき、構成会社等又は共同支配会社等が当該対象取</u> <u>引の当事者の所在地国の租税に関する法令における独立企業間価格に関する</u> <u>規定に従つて、当該所在地国の租税に関する法令を執行する当局に当該対象</u> <u>取引に係る金額を修正して申告をしたとき。</u></p> <p>(5) <u>対象取引に係る金額につき、構成会社等又は共同支配会社等が当該対象取</u> <u>引の当事者の所在地国の租税に関する法令における独立企業間価格に関する</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>規定により、当該所在地国の租税に関する法令を執行する当局から更正又は決定を受けたとき（(1)に掲げるときを除く。）。</u></p> <p><u>(ロ) 上記(1)から(5)までの合意、確認、申告、更正又は決定に係る金額は、それぞれ上記(1)から(5)までに掲げるときにおける独立企業間価格となることに留意する。</u></p>	
<p><u>(独立企業間価格の算定の基礎となる取引が複数ある場合の取扱い)</u></p> <p><u>18-1-34 令第155条の16第3項第1号《当期純損益金額》に規定する取引に係る金額について、独立企業間価格の算定の基礎となる取引が複数存在し、独立企業間価格が一定の幅を形成している場合において、当該幅の中に当該取引に係る金額のいずれもがあるときは、当該取引については同号の規定の適用はないことに留意する。</u></p>	(新 設)
<p><u>(いずれもが独立企業間価格である場合の取扱い)</u></p> <p><u>18-1-35 令第155条の16第3項第3号《当期純損益金額》の規定の適用に当たり、同号の取引に係る金額は、いずれの独立企業間価格を用いてもよいが、いずれか一方の金額に合わせる必要があることに留意する。</u></p>	(新 設)
<p><u>(独立企業間価格相当額の算定の基礎となる取引が複数ある場合の取扱い)</u></p> <p><u>18-1-36 令第155条の16第4項《当期純損益金額》の取引に係る金額について、独立企業間価格相当額（同項に規定する独立企業間価格相当額をいう。以下18-1-67までにおいて同じ。）の算定の基礎となる取引が複数存在し、独立企業間価格相当額が一定の幅を形成している場合において、当該幅の中に当該取引に係る金額があるときは、当該取引については同項の規定の適用はない</u></p>	(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>ことに留意する。</u></p> <p><u>(直接又は間接保有の持分)</u></p> <p><u>18-1-37 規則第 38 条の 14 第 3 項(特定組織再編成の範囲)の「特殊の関係」</u> <u>(以下 18-1-37 において「特殊の関係」という。)</u>にあるかどうかを判定する <u>場合の直接又は間接に保有する持分には、株式の払込み又は給付の金額(以</u> <u>下 18-1-38 において「払込金額等」という。)</u>の全部又は一部について払込 <u>み又は給付(以下 18-1-38 において「払込み等」という。)</u>が行われていな <u>いものが含まれるものとする。</u></p> <p><u>④ 名義株は、その実際の権利者が保有するものとして特殊の關係の有無を判</u> <u>定することに留意する。</u></p> <p><u>(会社等の持分)</u></p> <p><u>18-1-38 規則第 38 条の 14 第 3 項第 1 号(特定組織再編成の範囲)の「持分</u> <u>(自己が有する自己の持分を除く。)</u>」には、株式の払込金額等の全部又は一 <u>部について払込み等が行われていないものも含まれるものとする。</u></p> <p><u>(持分の交付が省略されたと認められるものの例示)</u></p> <p><u>18-1-39 令第 155 条の 16 第 9 項第 1 号イ(当期純損益金額)の「持分の交付</u> <u>が省略されたと認められるもの」とは、例えば、同号の組織再編成の前後にお</u> <u>いて株主等の持分割合に変更が生じないため、当該組織再編成の対価として持</u> <u>分を交付しなかったものをいう。</u></p> <p><u>(恒久的施設等の個別財務諸表が作成されることとなる場合の準用)</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>18-1-40</u> 20-2-1《恒久的施設帰属所得の認識に当たり勘案されるその他の状況》から 20-2-4《恒久的施設において使用する資産の範囲》までの取扱いは、令第155条の16第11項第3号《当期純損益金額》の「作成されることとなる個別財務諸表」の財産及び損益を認識する場合について準用する。</p>	
<p><u>(各種投資会社等における資産又は負債の時価の例示)</u></p>	(新 設)
<p><u>18-1-41</u> 令第155条の17第6項《各種投資会社等に係る当期純損益金額の特例》の「時価」とは、例えば、令和元年7月4日付企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」(以下18-1-61までにおいて「時価算定会計基準」という。)第5項の時価をいう。</p>	
<p><u>(第三通貨と税務機能通貨との間の為替相場の変動による利益の額又は損失の額)</u></p>	(新 設)
<p><u>18-1-42</u> 令第155条の18《個別計算所得等の金額の計算》の規定の適用に当たり、同条第2項第6号ニの利益の額又は同条第3項第7号ニの損失の額には、課税所得の金額(同条第2項第6号に規定する課税所得の金額をいう。以下18-1-72までにおいて同じ。)に係る利益の額又は損失の額とされているものだけでなく、これらの額とされていないものもこれに該当することに留意する。</p>	
<p><u>(違法とされる金銭、物品その他の財産上の利益の供与の額で費用の額としている金額の例示)</u></p>	(新 設)
<p><u>18-1-43</u> 令第155条の18第2項第7号《個別計算所得等の金額の計算》の「違法とされる金銭、物品その他の財産上の利益の供与の額で、……費用の額としている金額」には、例えば、刑法第198条《贈賄》に規定する賄賂若しくは不</p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>正競争防止法第 18 条第 1 項(外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止)に規定する金銭その他の利益に当たるべき金銭の額及び金銭以外の資産の価額並びに経済的な利益の額の合計額に相当する費用の額(その供与に要する費用の額を含む。)</u>又は外国におけるこれらに相当するものがこれに該当することに留意する。</p>	
<p><u>(罰金等の例示)</u> <u>18-1-44 令第 155 条の 18 第 2 項第 8 号(個別計算所得等の金額の計算)の「罰金及び科料並びに過料(これらに相当するものを含む。)」には、例えば、法第 55 条第 5 項各号(不正行為等に係る費用等)に掲げるもの(外国におけるこれに相当するものを含む。)</u>が該当することに留意する。</p>	(新 設)
<p><u>(定期的に継続して罰金等に処される場合に該当しないものの例示)</u> <u>18-1-45 令第155条の18第2項第8号(個別計算所得等の金額の計算)の「定期的に継続して当該罰金等に処される場合」とは、同一の行為につき当該罰金等に処される場合をいうのであるから、例えば、同じ種類の反則行為に係る交通反則金に複数回処される場合はこれに該当しないことに留意する。</u></p>	(新 設)
<p><u>(誤びゅうの訂正又は会計処理の基準の変更による修正をされた場合の例示)</u> <u>18-1-46 令第155条の18第2項第9号(個別計算所得等の金額の計算)に規定する「誤びゅう(……)の訂正又は会計処理の基準の変更(……)による修正をされた場合」とは、例えば、平成21年12月4日付企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第4項(8)の誤謬又は同項(5)の会計方針の変更により過去対象会計年度(同条第2項第9号の</u></p>	(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>過去対象会計年度をいう。以下18-1-46において同じ。）に係る当期純損益金額（法第82条第26号（定義）に規定する当期純損益金額をいう。以下18-1-80までにおいて同じ。）が訂正又は修正をされた場合をいうのであるから、過去対象会計年度に係る当期純損益金額について、前期損益の修正として当該過去対象会計年度後の対象会計年度の当期純損益金額に含まれる場合は、これに該当しないことに留意する。</u></p> <p><u>（課税所得の金額に含まれないことの例示）</u></p> <p><u>18-1-47 令第155条の18第2項第13号ハ（個別計算所得等の金額の計算）の「課税所得の金額（……）に含まれないこと」には、例えば、同号に規定する構成会社等から受ける同号ハの資金の供与に係る収益の額に相当する金額が、措置法第66条の5の3第1項又は第2項（対象純支払利子等に係る課税の特例）の規定により、同号に規定する資金供与会社等の同条第1項に規定する超過利子額に相当する金額又は同条第2項に規定する調整対象超過利子額に相当する金額（外国におけるこれらに相当するものを含む。）として損金の額に算入されることが含まれることに留意する。</u></p> <p><u>（利益の配当の額の範囲）</u></p> <p><u>18-1-48 利益の配当の額（令第155条の18第3項第2号（個別計算所得等の金額の計算）に規定する利益の配当の額をいう。以下18-1-48において同じ。）は、同号に規定する所有持分を有することにより受ける配当の額をいうのであるから、例えば、平成11年1月22日付企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下18-1-58において「金融商品会計基準」という。）が適用される場合における新株予約権付社債につき受ける利子の額は、当該利</u></p>	<p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>益の配当の額には含まれないことに留意する。</u></p> <p><u>(除外配当に係る費用の額)</u></p> <p><u>18-1-49 令第 155 条の 18 第 3 項第 2 号《個別計算所得等の金額の計算》の「所有持分（……）を有することにより受ける利益の配当の額（……）で、当期純損益金額に係る収益の額としている金額」の算定に当たっては、その利益の配当に係る費用の額を含めないことに留意する。</u></p> <p><u>(所有持分に係る所有期間の判定)</u></p> <p><u>18-1-50 令第 155 条の 18 第 3 項第 2 号ロ《個別計算所得等の金額の計算》の「引き続き 1 年以上その所有持分を有していたこと」（以下 18-1-51 までにおいて「1 年以上所有要件」という。）の判定は、構成会社等ごとに行うのであるから、例えば、構成会社等が当該構成会社等の特定多国籍企業グループ等（法第 82 条第 4 号《定義》に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。以下この章において同じ。）に属する他の構成会社等から所有持分の取得をした場合には、規則第 38 条の 16 第 16 項《個別計算所得等の金額の計算》の規定の適用があるときを除き、当該構成会社等が当該所有持分の取得をした日から令第 155 条の 18 第 3 項第 2 号ロの利益の配当を受ける日までの期間に基づき 1 年以上所有要件の判定を行うことに留意する。</u></p> <p><u>④ 本文の取扱いは、恒久的施設等を有する構成会社等と当該恒久的施設等との間の所有持分の取得についても、同様とする。</u></p> <p><u>(所有持分の一部の譲渡又は移転をした場合の所有期間の判定)</u></p> <p><u>18-1-51 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等が他の者にその有す</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>る所有持分の一部の譲渡又は移転をした場合には、その一部の譲渡又は移転をした所有持分と種類を同じくする所有持分のうち最も遅く取得をしたものから譲渡又は移転をしたものとして、当該所有持分に係る1年以上所有要件に該当するかどうかの判定を行うことに留意する。</u></p> <p><u>(裸傭船契約の期間の判定)</u></p> <p><u>18-1-52 令第155条の19第1項第2号イ(国際海運業所得)の「貸付けその他これに類するもの」は、裸傭船契約(同項第1号ニに規定する裸傭船契約をいう。以下18-1-52において同じ。)に係るもので同項第2号イの「その契約の期間が3年を超えないもの」に限られるのであるから、例えば、次に掲げるものは、これに該当しないことに留意する。</u></p> <p><u>(1) 裸傭船契約の期間が3年を超えることが当該裸傭船契約等からみて明らかであるもの</u></p> <p><u>(2) 裸傭船契約の期間が3年以下であっても、当該裸傭船契約の更新をし、当該更新をする前の裸傭船契約の期間と当該更新をした後の裸傭船契約の期間を通算すると3年を超えることとなる場合における当該更新をした後のもの</u></p> <p><u>(注) 上記(2)の「通算すると3年を超えることとなる場合における当該更新」をした日以後の裸傭船の貸付けその他これに類するものは同号イに掲げる事業に該当しないのであるが、同日前の裸傭船の貸付けその他これに類するものは同号イに掲げる事業に該当することに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(船舶に係る事業運営上の重要な決定及び事業活動の例示)</u></p> <p><u>18-1-53 令第155条の19第3項(国際海運業所得)の「船舶に係る事業運営上の重要な決定」には、例えば、重要な財産の処分及び譲受け、主要な契約の</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>締結、戦略的提携若しくは船舶共同計算に関する合意又は海外拠点の展開等についての取締役会等における意思決定が該当する。</u></p> <p><u>また、同項の「船舶に係る事業活動」には、例えば、配船若しくは運航計画、貨物若しくは旅客の輸送に係る予約の受付、船舶に係る各種保険の手配、資金調達、輸送行為に必要な陸上人員若しくは船員に係る採用、配置等の人事、輸送行為に必要な設備、機器、燃料、資材等の調達又は輸送行為に必要な技能等に係る教育、訓練若しくは研修に関する管理が該当する。</u></p> <p><u>(注) 同項の「船舶に係る事業運営上の重要な決定及び当該船舶に係る事業活動」を他の者に委託している事実があるとしても、そのことのみをもって同項の「船舶に係る事業運営上の重要な決定及び当該船舶に係る事業活動が第1項の構成会社等の所在地国において行われていない場合」に該当することにはならない。</u></p> <p><u>(銀行業に係る自己資本の充実が図られるものの意義)</u></p> <p><u>18-1-54 規則第38条の19(銀行等に係る個別計算所得等の金額の計算)の「銀行業……に関する規制により必要とされる自己資本の充実が図られるもの」とは、例えば、平成18年3月27日付金融庁告示第19号「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」第2条第2号(連結自己資本比率の計算方法)の算式の「その他Tier1資本」若しくは同告示第14条第2号(単体自己資本比率の計算方法)の算式の「その他Tier1資本」若しくは平成18年3月27日付金融庁告示第20号「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」第2条第2号</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>《連結自己資本比率の計算方法》の算式の「その他 Tier1 資本」又は外国におけるこれらに相当するものに係るものをいう。</u></p>	
<p><u>《保険業に係る自己資本の充実が図られるものの意義》</u> <u>18-1-55 規則第 38 条の 19《銀行等に係る個別計算所得等の金額の計算》の「保険業に関する規制により必要とされる自己資本の充実が図られるもの」とは、例えば、平成 8 年 2 月 29 日付大蔵省告示第 50 号「保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件」第 1 条第 4 項第 5 号イ《資本金、基金、準備金等の計算》に掲げる負債性資本調達手段又は外国におけるこれに相当するものに係るものをいう。</u></p>	(新 設)
<p><u>《構成会社等がその親会社の株式等を交付する場合の株式報酬費用額の取扱い》</u> <u>18-1-56 令第 155 条の 23 第 1 項《株式報酬費用額に係る個別計算所得等の金額の特例》の規定の適用に当たり、例えば、構成会社等の役員又は従業員から受ける役務の提供等につき、当該構成会社等の親会社の同項第 1 号に規定する株式等を交付する場合には、当該親会社ではなく、当該構成会社等において同項の規定の適用があることに留意する。</u></p>	(新 設)
<p><u>《時価評価調整加算額及び時価評価調整減算額における時価の例示》</u> <u>18-1-57 令第 155 条の 24 第 2 項《資産等の時価評価損益に係る個別計算所得等の金額の特例》の「時価」とは、例えば、時価算定会計基準第 5 項の時価をいう。</u></p>	(新 設)
<p><u>《ヘッジ処理の有効性の判定》</u></p>	(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>18-1-58 規則第 38 条の 21(一定のヘッジ処理に係る個別計算所得等の金額の計算の特例)の有効であると認められる取引に該当するかどうかは、最終親会社等財務会計基準に従って判定を行うのであるから、例えば、最終親会社等が連結等財務諸表の作成に当たり、金融商品会計基準を適用している場合には、金融商品会計基準第 31 項のヘッジ会計の要件を満たす取引がこれに該当することに留意する。</u></p> <p><u>(財務機能を果たす構成会社等が他の構成会社等有する所有持分につきヘッジ処理を行っている場合の取扱い)</u></p> <p><u>18-1-59 令第 155 条の 26 第 1 項(一定のヘッジ処理に係る個別計算所得等の金額の計算の特例)の規定の適用に当たり、構成会社等が、当該構成会社等の特定多国籍企業グループ等に属する他の構成会社等有する所有持分につき、財務上の活動としてヘッジ手段となる取引(以下 18-1-59 において「ヘッジ取引」という。)を行っている場合で、当該構成会社等が当該他の構成会社等と当該ヘッジ取引に係る損益を相殺する関係にある取引を行っているときは、当該他の構成会社等における当該ヘッジ取引に係る損益を相殺する関係にある取引に係る損益(同項第 1 号の為替相場の変動による損失の額又は同項第 2 号の為替相場の変動による利益の額に限る。)について、同項の規定が適用されることに留意する。</u></p> <p><u>(その他の事由による債務の消滅の意義)</u></p> <p><u>18-1-60 令第 155 条の 28 第 1 項(債務免除等を受けた場合の個別計算所得等の金額の計算の特例)の「債務がその債務の免除その他の事由により消滅したこと」(債務の免除により消滅したことを除く。)には、例えば、次に掲げる</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>ような事実がこれに該当する。</u></p> <p>(1) <u>会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（以下 18-1-60 において「更生特例法」という。）の規定により、構成会社等に対する債権を有する者が、更生計画の定めに従い、当該構成会社等に対して募集株式若しくは募集新株予約権の払込金額又は出資額若しくは基金の拠出の額の払込みをしたものとみなされたこと（外国におけるこれに相当する事実を含む。）</u></p> <p>(2) <u>会社更生法又は更生特例法の規定により、構成会社等が、更生計画の定めに従い、当該構成会社等に対する債権を有する者に対して当該債権の消滅と引換えに、株式若しくは新株予約権の発行又は出資の受入れ若しくは基金の拠出の割当てをしたこと（外国におけるこれに相当する事実を含む。）</u></p> <p>(3) <u>構成会社等が、当該構成会社等に対する債権を有する者から当該債権の現物出資を受けることにより、当該債権を有する者に対して募集株式又は募集新株予約権を発行したこと（外国におけるこれに相当する事実を含む。）</u></p> <p><u>（債務者における資産の時価の例示）</u></p> <p><u>18-1-61 規則第 38 条の 22 第 2 項（債務免除等を受けた場合の個別計算所得等の金額の計算の特例）の「時価」とは、例えば、時価算定会計基準第 5 項の時価をいう。</u></p> <p><u>（恒久的施設等の特例適用前個別計算所得等の金額が零を下回る場合の取扱い）</u></p> <p><u>18-1-62 令第 155 条の 30 第 1 項及び第 2 項（恒久的施設等を有する構成会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）の規定の適用に当たっては、次のことに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1) <u>恒久的施設等を有する構成会社等において所得の金額が生じていない場合であっても、同条第1項の規定の適用がある。</u></p> <p>(2) <u>構成会社等の恒久的施設等の欠損の金額（規則第38条の2第3項第7号（定義）に規定する欠損の金額をいう。以下この章において同じ。）が、令第155条の30第1項の規定を適用した対象会計年度後において、当該構成会社等の所在地国の租税に関する法令の規定により所得の金額の計算上損金の額に算入されない場合であっても、同条第2項の規定の適用がある。</u></p> <p><u>（配当控除所得課税規定の例示）</u></p> <p><u>18-1-63 令第155条の33第1項（配当控除所得課税規定の適用を受ける最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）に規定する配当控除所得課税規定とは、例えば、法第60条（保険会社の契約者配当の損金算入）、法第60条の2（協同組合等の事業分量配当等の損金算入）、措置法第67条の14（特定目的会社に係る課税の特例）、措置法第67条の15（投資法人に係る課税の特例）、措置法第68条の3の2（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例）及び措置法第68条の3の3（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）の規定をいうことに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">第9款 対象租税</p> <p><u>（所得に対する法人税又は法人税に相当する税の範囲）</u></p> <p><u>18-1-64 令第155条の34第1項第1号（対象租税の範囲）に掲げる「所得に対する法人税又は法人税に相当する税」には、例えば、各事業年度の所得に対する法人税、地方法人税（各事業年度の所得に対する法人税に係る部分に限</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>る。）、道府県民税及び市町村民税（都民税を含む。）の法人税割並びに事業税の所得割並びに外国におけるこれらに相当する税（次に掲げるものを含む。）が含まれることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 構成会社等又は共同支配会社等が組合員となっている任意組合等において営まれる事業から生ずる利益の額又は損失の額で、現実に利益の分配を受け又は損失を負担していないものに係る所得を課税標準として課されるもの及び外国におけるこれらに相当するもの</u></p> <p><u>(2) 任意組合等とは、民法第 667 条第 1 項《組合契約》に規定する組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律第 3 条第 1 項《投資事業有限責任組合契約》に規定する投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約に関する法律第 3 条第 1 項《有限責任事業組合契約》に規定する有限責任事業組合契約により成立する組合をいう。</u></p> <p><u>(2) 令第 155 条の 35 第 3 項第 4 号《調整後対象租税額の計算》に規定する外国子会社合算税制等の適用により課されるもの</u></p> <p><u>（所得に代えて収入金額その他これに準ずるものを課税標準として課される税の例示）</u></p> <p><u>18-1-65 令第 155 条の 34 第 1 項第 3 号《対象租税の範囲》に掲げる税には、例えば、我が国における利子、配当等に対する所得税のように、所得に代えて収入金額又は収入金額に一定の割合を乗じて計算した金額を課税標準として源泉徴収される税がこれに該当することに留意する。</u></p> <p><u>（対象租税の範囲に含まれないものの例示）</u></p> <p><u>18-1-66 令第 155 条の 34 第 1 項各号《対象租税の範囲》に掲げる税には、例</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>例えば、道府県民税及び市町村民税（都民税を含む。）の均等割、事業税の付加価値割、附帯税並びに地方税に係る延滞金及び加算金並びに外国におけるこれらに相当するものは含まれないことに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">第10款 調整後対象租税額</p> <p><u>（独立企業間価格又は独立企業間価格相当額により取引が行われたとみなされた場合等の調整後法人税等調整額の計算）</u></p> <p><u>18-1-67 規則第 38 条の 28 第 3 項第 1 号《調整後対象租税額の計算》に規定する調整後法人税等調整額（以下 18-1-68 までにおいて「調整後法人税等調整額」という。）は、当期純損益金額に係る法人税等調整額（令第 155 条の 35 第 1 項第 2 号《調整後対象租税額の計算》に規定する法人税等調整額をいう。以下 18-1-80 までにおいて同じ。）を基礎に計算するのであるから、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定めるときの貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されることとなる資産及び負債を基礎として調整後法人税等調整額を計算することに留意する。</u></p> <p><u>(1) 令第 155 条の 16 第 3 項又は第 4 項《当期純損益金額》の規定の適用がある場合 これらの規定の取引が独立企業間価格又は独立企業間価格相当額で行われたとみなして当期純損益金額を計算したとき。</u></p> <p><u>(2) 同条第 7 項第 2 号又は第 8 項の規定の適用がある場合 同号の「他の会社等の当該特定組織再編成の直前の帳簿価額」又は同項の規定により読み替えられた同号の「構成会社等又は共同支配会社等の所在地国の租税に関する法令において当該資産及び負債の取得価額とされる金額」に相当する金額により当期純損益金額を計算したとき。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(3) 同条第 10 項の規定の適用がある場合 同項に規定する特定会計処理がないものとみなして当期純損益金額を計算したとき。</u></p> <p><u>(4) 令第 155 条の 17 第 6 項(各種投資会社等に係る当期純損益金額の特例) の規定の適用がある場合 同項の「当該開始の時の時価により評価した価額」とみなして当期純損益金額を計算したとき。</u></p> <p><u>(5) 規則第 38 条の 15 第 4 項又は第 5 項(移行対象会計年度に係る当期純損益金額等) の規定の適用がある場合 同条第 4 項の規定の適用により移転の直前の帳簿価額に相当する金額により取得したものとして当期純損益金額を計算したとき又は同条第 5 項の規定の適用により資産の帳簿価額の変更がなかったものとみなして当期純損益金額を計算したとき。</u></p> <p><u>(6) 令第 155 条の 29 第 1 項第 3 号(資産等の時価評価課税が行われた場合の個別計算所得等の金額の計算の特例) の規定の適用がある場合 同号の「その時の時価により評価した価額」とみなして当期純損益金額を計算したとき。</u></p>	
<p><u>(恒久的施設等の欠損の金額に係る繰延税金資産)</u></p> <p><u>18-1-68 令第 155 条の 30 第 1 項第 2 号(恒久的施設等を有する構成会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例) の規定の適用を受ける恒久的施設等の欠損の金額に係る規則第 38 条の 28 第 3 項第 1 号イ(調整後対象租税額の計算) に規定する繰延税金資産は、同号ハの規定により、当該恒久的施設等の調整後法人税等調整額に含まれないことに留意する。</u></p>	(新 設)
<p><u>(不確実な税務処理に係る繰延税金資産又は繰延税金負債の例示)</u></p> <p><u>18-1-69 規則第 38 条の 28 第 3 項第 1 号ニ(調整後対象租税額の計算) の不確実な税務処理に係る繰延税金資産又は繰延税金負債には、例えば、構成会社</u></p>	(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>等又は共同支配会社等の法人税又は法人税に相当する税について、申告の要否の判断や収益等の額が課税所得の金額に含まれるかどうかの判断につき、当該構成会社等又は共同支配会社等の所在地国の租税に関する法令を執行する当局にこれらの判断に基づく申告が適正であると認められることが不確実であるものとして計上された同号イの当期純損益金額に係る繰延税金資産又は繰延税金負債がこれに該当することに留意する。</u></p>	
<p><u>(利益剰余金に係る繰延税金負債の例示)</u></p>	(新 設)
<p><u>18-1-70 規則第 38 条の 28 第 3 項第 1 号ホ《調整後対象租税額の計算》の「利益剰余金に係る繰延税金負債」には、例えば、他の構成会社等又は他の共同支配会社等から受ける利益の配当の額を課税標準として源泉徴収の方法又は外国におけるこれに類する方法により課される対象租税（法第 82 条第 29 号《定義》に規定する対象租税をいう。以下この章において同じ。）について計上された繰延税金負債が該当することに留意する。</u></p>	
<p><u>(不確実性がある金額が支払われた場合の取扱い)</u></p>	(新 設)
<p><u>18-1-71 令第 155 条の 35 第 2 項第 2 号ロ《調整後対象租税額の計算》の支払われた金額は、対象租税の額に限られるのであるから、同項第 3 号ニに掲げる金額について課された附帯税並びに地方税に係る延滞金及び加算金並びに外国におけるこれらに相当するものの額は含まれないことに留意する。</u></p>	
<p><u>(不確実な税務処理に係る法人税等の額の例示)</u></p>	(新 設)
<p><u>18-1-72 規則第 38 条の 28 第 9 項《調整後対象租税額の計算》の不確実な税務処理に係る法人税等の額には、例えば、構成会社等又は共同支配会社等の法</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>人税又は法人税に相当する税について、申告の要否の判断や収益等の額が課税所得の金額に含まれるかどうかの判断につき、当該構成会社等又は共同支配会社等の所在地国の租税に関する法令を執行する当局にこれらの判断に基づく申告が適正であると認められることが不確実であるものとして計上された法人税等（令第155条の35第2項第1号（調整後対象租税額の計算）に規定する法人税等をいう。以下18-1-73において同じ。）の額がこれに該当することに留意する。</u></p> <p><u>（3年以内に支払われることが見込まれない金額に含まれないもの）</u></p> <p><u>18-1-73 令第155条の35第2項第3号ホ（調整後対象租税額の計算）の規定の適用に当たり、修正申告又は更正若しくは決定（外国におけるこれらに相当するものを含む。）により生じた法人税等の額は、同号ホの3年以内に支払われることが見込まれない金額に含まれないことに留意する。</u></p> <p><u>（恒久的施設等への対象租税の額の配賦）</u></p> <p><u>18-1-74 規則第38条の29第1項第1号（被配分当期対象租税額等）の「恒久的施設等の所得に係る部分の金額として当該構成会社等又は共同支配会社等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額」とは、例えば、同号の恒久的施設等を有する構成会社等又は共同支配会社等の当期純損益金額に係る対象租税の額（同号に規定する対象租税の額をいう。以下18-1-75において同じ。）に次の(1)に掲げる金額の(2)に掲げる金額に対する割合を乗じて計算した金額をいう。</u></p> <p><u>(1) 当該恒久的施設等の所得の金額（当該金額が零を下回る場合には、零）</u></p> <p><u>(2) 次に掲げる金額の合計額</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>イ 上記(1)の金額及び当該恒久的施設等を有する構成会社等又は共同支配会社等の他の恒久的施設等の所得の金額（当該金額が零を下回る場合には、零）の合計額</u></p> <p><u>ロ 当該恒久的施設等を有する構成会社等又は共同支配会社等の所得の金額のうち上記イに掲げる金額以外の所得の金額（当該金額が零を下回る場合には、零）</u></p> <p><u>(註)1 上記(1)の「恒久的施設等の所得の金額」、上記(2)イの「他の恒久的施設等の所得の金額」及び上記(2)ロの「恒久的施設等を有する構成会社等又は共同支配会社等の所得の金額」は、当該恒久的施設等を有する構成会社等又は共同支配会社等の所在地国の租税に関する法令の規定により計算される金額をいう。</u></p> <p><u>2 上記(2)に掲げる金額が零である場合には、同号の「恒久的施設等の所得に係る部分の金額として当該構成会社等又は共同支配会社等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額」は、ないものとして取り扱って差し支えない。</u></p> <p><u>(恒久的施設等への外国税額の控除額の配賦)</u></p> <p><u>18-1-75 規則第38条の29第1項第2号(被配分当期対象租税額等)の「同号に掲げる金額に係る部分の金額として当該構成会社等又は共同支配会社等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額」とは、外国税額控除等(規則第38条の27第3項第1号(対象租税の範囲))に規定する外国税額控除等をいう。以下18-1-75において同じ。)における控除限度額等(外国税額控除等に規定する控除限度額又はこれに相当するものをいい、当該外国税額控除等に規定する繰越控除限度額又はこれに相当するも</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>のを含む。)の計算について、いわゆる一括限度額方式を採用している国又は地域においては、例えば、次の(1)に掲げる金額に(2)に掲げる割合を乗じて計算した金額(以下18-1-75において「被配分外国税額控除等の額」という。)をいう。</p> <p>(1) <u>外国税額控除等により規則第38条の29第1項第1号の恒久的施設等を有する構成会社等又は共同支配会社等の当期純損益金額に係る対象租税の額から控除された当該恒久的施設等を有する構成会社等又は共同支配会社等に係る控除対象外国法人税の額等(外国税額控除等に規定する控除対象外国法人税の額又はこれに相当するものをいい、当該外国税額控除等に規定する繰越控除対象外国法人税額又はこれに相当するものを含む。以下18-1-75において同じ。)</u></p> <p>(2) <u>次のイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合</u></p> <p>イ <u>当該恒久的施設等に係る控除対象外国法人税の額等</u></p> <p>ロ <u>当該恒久的施設等を有する構成会社等又は共同支配会社等に係る控除対象外国法人税の額等</u></p> <p>(註) <u>当該恒久的施設等を有する構成会社等又は共同支配会社等に係る当該恒久的施設等以外の恒久的施設等(以下18-1-75において「他の恒久的施設等」という。)</u>について、同号に掲げる金額から当該他の恒久的施設等に係る被配分外国税額控除等の額を減算した金額が零を下回るものがある場合には、その下回る金額の合計額に次の(1)に掲げる金額の(2)に掲げる金額に対する割合を乗じて計算した金額を当該恒久的施設等に係る被配分外国税額控除等の額に加算するものとする。</p> <p>(1) <u>当該恒久的施設等に係る同号に掲げる金額から当該恒久的施設等に係る被配分外国税額控除等の額を控除した残額</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>(2) 次に掲げる残額の合計額</u></p> <p>イ <u>上記(①)の(1)に掲げる金額</u></p> <p>ロ <u>他の恒久的施設等（同号に掲げる金額から被配分外国税額控除等の額を控除した残額を有するものに限る。）に係る同号に掲げる金額の合計額から当該他の恒久的施設等に係る被配分外国税額控除等の額の合計額を控除した残額</u></p> <p><u>(外国子会社合算税制の適用がある場合の対象租税の額の配賦)</u></p> <p><u>18-1-76 規則第 38 条の 29 第 4 項第 1 号イ(被配分当期対象租税額等)の「外国子会社合算税制等により当該親会社等の益金の額に算入される金額に係る部分の金額として当該親会社等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額」とは、構成会社等又は共同支配会社等に係る親会社等（令第 155 条の 35 第 3 項第 4 号(調整後対象租税額の計算)に規定する親会社等をいう。以下 18-1-77 までにおいて同じ。）が内国法人である場合には、例えば、その当期純損益金額に係る対象租税の額（規則第 38 条の 29 第 4 項第 1 号イに規定する対象租税の額をいう。以下 18-1-77 において同じ。）に次の(1)に掲げる金額の(2)に掲げる金額に対する割合を乗じて計算した金額をいう。</u></p> <p><u>(1) 措置法第 66 条の 6(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)又は措置法第 66 条の 9 の 2(特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)に規定する課税対象金額、部分課税対象金額、金融子会社等部分課税対象金額又は金融関係法人部分課税対象金額（当該構成会社等又は共同支配会社等に係る部分に限る。）</u></p> <p><u>(2) 当該親会社等の所在地国の租税に関する法令の規定により計算された所得</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>の金額</u></p> <p><u>(注) 上記(2)に掲げる金額がない場合には、同号イに掲げる金額はないことに留意する。</u></p> <p><u>(外国子会社合算税制の適用がある場合の外国税額の控除額の配賦)</u></p> <p><u>18-1-77 規則第38条の29第4項第1号ロ(被配分当期対象租税額等)の「イに掲げる金額に係る部分の金額として当該親会社等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額」とは、構成会社等又は共同支配会社等に係る親会社等が内国法人である場合には、例えば、次の(1)に掲げる金額に(2)に掲げる割合を乗じて計算した金額(以下18-1-77において「被配分外国税額控除の額」という。)をいう。</u></p> <p><u>(1) 法第69条(外国税額の控除)の規定により当該親会社等の当期純損益金額に係る対象租税の額から控除された当該親会社等に係る控除対象外国法人税の額(同条第1項に規定する控除対象外国法人税の額をいい、同条第3項に規定する繰越控除対象外国法人税額を含む。以下18-1-77において同じ。)</u></p> <p><u>(2) 次のイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合</u></p> <p><u>イ 当該構成会社等又は共同支配会社等に係る控除対象外国法人税の額</u></p> <p><u>ロ 当該親会社等に係る控除対象外国法人税の額</u></p> <p><u>(注) 当該構成会社等又は共同支配会社等以外の構成会社等又は共同支配会社等(以下18-1-77において「他の外国子会社等」という。)について、同号イに掲げる金額から当該他の外国子会社等に係る被配分外国税額控除の額を減算した金額が零を下回るものがある場合には、その下回る金額の合計額に次の(1)に掲げる金額の(2)に掲げる金額に対する割合を乗じて計算した金額を当該構成会社等又は共同支配会社等に係る被配分外国税額控除の額に加算す</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>るものとする。</u></p> <p>(1) <u>当該構成会社等又は共同支配会社等に係る同号イに掲げる金額から当該構成会社等又は共同支配会社等に係る被配分外国税額控除の額を控除した残額</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる残額の合計額</u></p> <p>イ <u>上記(1)に掲げる金額</u></p> <p>ロ <u>他の外国子会社等（同号イに掲げる金額から被配分外国税額控除の額を控除した残額を有するものに限る。）に係る同号イに掲げる金額の合計額から当該他の外国子会社等に係る被配分外国税額控除の額の合計額を控除した残額</u></p> <p><u>(構成員課税型会社等への対象租税の額の配賦)</u></p> <p><u>18-1-78 規則第38条の29第7項第1号イ(被配分当期対象租税額等)の「当該構成員の益金の額に算入される金額（当該構成会社等又は共同支配会社等の所得に係る部分の金額に限る。）として当該構成員の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額」とは、例えば、同項に規定する構成会社等又は共同支配会社等の構成員（同項に規定する構成員をいう。以下18-1-79までにおいて同じ。）の当期純損益金額に係る対象租税の額（同号イに規定する対象租税の額をいう。以下18-1-79において同じ。）に次の(1)に掲げる金額の(2)に掲げる金額に対する割合を乗じて計算した金額をいう。</u></p> <p>(1) <u>当該構成員の益金の額に算入される金額（当該構成会社等又は共同支配会社等の所得に係る部分の金額に限る。）</u></p> <p>(2) <u>当該構成員の所在地国の租税に関する法令の規定により計算された所得の</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>金額</u></p> <p><u>(注) 上記(2)に掲げる金額がない場合には、同号イに掲げる金額はないことに留意する。</u></p> <p><u>(構成員課税型会社等への外国税額の控除額の配賦)</u></p> <p><u>18-1-79 規則第38条の29第7項第1号ロ(被配分当期対象租税額等)の「イに掲げる金額に係る部分の金額として当該構成員の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額」とは、外国税額控除等(規則第38条の27第3項第1号(対象租税の範囲)に規定する外国税額控除等をいう。以下18-1-79において同じ。)における控除限度額等(外国税額控除等に規定する控除限度額又はこれに相当するものをいい、当該外国税額控除等に規定する繰越控除限度額又はこれに相当するものを含む。)の計算について、いわゆる一括限度額方式を採用している国又は地域においては、例えば、次の(1)に掲げる金額に(2)に掲げる割合を乗じて計算した金額(以下18-1-79において「被配分外国税額控除等の額」という。)をいう。</u></p> <p><u>(1) 外国税額控除等により規則第38条の29第7項に規定する構成会社等又は共同支配会社等の構成員の当期純損益金額に係る対象租税の額から控除された当該構成員に係る控除対象外国法人税の額等(外国税額控除等に規定する控除対象外国法人税の額又はこれに相当するものをいい、当該外国税額控除等に規定する繰越控除対象外国法人税額又はこれに相当するものを含む。以下18-1-79において同じ。)</u></p> <p><u>(2) 次のイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合</u></p> <p><u>イ 当該構成員の当該構成会社等又は共同支配会社等に係る控除対象外国法人税の額等</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>ロ 当該構成員に係る控除対象外国法人税の額等</u></p> <p><u>(ロ) 当該構成員の当該構成会社等又は共同支配会社等以外の構成会社等又は共同支配会社等(以下18-1-79において「他の構成員課税型会社等」という。)について、同項第1号イに掲げる金額から当該他の構成員課税型会社等に係る被配分外国税額控除等の額を減算した金額が零を下回るものがある場合には、その下回る金額の合計額に次の(1)に掲げる金額の(2)に掲げる金額に対する割合を乗じて計算した金額を当該構成会社等又は共同支配会社等に係る被配分外国税額控除等の額に加算するものとする。</u></p> <p><u>(1) 当該構成会社等又は共同支配会社等に係る同号イに掲げる金額から当該構成会社等又は共同支配会社等に係る被配分外国税額控除等の額を控除した残額</u></p> <p><u>(2) 次に掲げる残額の合計額</u></p> <p><u>イ 上記(ロ)の(1)に掲げる金額</u></p> <p><u>ロ 他の構成員課税型会社等(同号イに掲げる金額から被配分外国税額控除等の額を控除した残額を有するものに限る。)に係る同号イに掲げる金額の合計額から当該他の構成員課税型会社等に係る被配分外国税額控除等の額の合計額を控除した残額</u></p> <p><u>(利益の配当に係る被配分当期対象租税額等)</u></p> <p><u>18-1-80 規則第38条の29第10項(被配分当期対象租税額等)の「当該利益の配当に係る部分の金額として合理的な方法により計算した金額」には、例えば、令第155条の35第3項第6号(調整後対象租税額の計算)の構成会社等又は共同支配会社等の所在地国の租税に関する法令の規定により同号の利益の配当を課税標準として源泉徴収の方法又は外国におけるこれに類する方法により</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>課される対象租税の額（法人税等調整額を除く。以下 18-1-80 において同じ。）が含まれることに留意する。</u></p> <p><u>(注) この場合において、同号に規定する親会社等の所在地国において課される当期純損益金額に係る対象租税の額のうち当該利益の配当に係る部分の金額として合理的な方法により計算した金額を含めることとして差し支えない。</u></p>	

十 国際最低課税額

改 正 後	改 正 前
第 2 節 国際最低課税額	(新 設)
第 1 款 国別グループ純所得の金額から控除する金額	(新 設)
<u>(構成会社等の従業員又はこれに類する者の範囲)</u>	(新 設)
<u>18-2-1 規則第 38 条の 31 第 1 項(構成会社等に係る国別グループ純所得の金額から控除する金額)の「構成会社等の従業員又はこれに類する者」には、例えば、令第 155 条の 38 第 1 項(国別グループ純所得の金額から控除する金額)に規定する構成会社等の通常の業務（当該構成会社等又は当該構成会社等が属する特定多国籍企業グループ等の他の構成会社等の指揮命令を受けて行うものに限る。）に従事する外部職員（独立請負人）が含まれることに留意する。</u>	
<u>(有形固定資産及び天然資源の例示)</u>	(新 設)
<u>18-2-2 規則第 38 条の 31 第 3 項第 1 号(構成会社等に係る国別グループ純所得の金額から控除する金額)に掲げる有形固定資産には、例えば、財務諸表</u>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 22 条各号《有形固定資産の範囲》に掲げる資産が該当し、同項第 2 号に掲げる天然資源には、例えば、油田、ガス田、山林及び鉱床が該当することに留意する。</u></p> <p><u>（恒久的施設等を有する構成会社等における国別グループ純所得の金額から控除する金額）</u></p> <p><u>18-2-3 法第 82 条の 2 第 2 項第 1 号イ(2)(i)及び(ii)《国際最低課税額》に掲げる金額の計算に当たっては、恒久的施設等を有する構成会社等が令第 155 条の 30 第 1 項及び第 2 項《恒久的施設等を有する構成会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例》の規定の適用を受けた場合であっても、これを考慮しないことに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 款 構成会社等に係る国別実効税率の計算</p> <p><u>（構成会社等が特定多国籍企業グループ等に属さないこととなった場合の繰越国別調整後対象租税額の計算）</u></p> <p><u>18-2-4 法第 82 条の 2 第 2 項第 1 号イ(3)《国際最低課税額》に規定する政令で定める金額（以下 18-2-4 において「繰越国別調整後対象租税額」という。）は、特定多国籍企業グループ等に属する全ての構成会社等（所在地国が同一である構成会社等に限る。）の過去対象会計年度（同号ロに規定する過去対象会計年度をいう。以下 18-2-8 までにおいて同じ。）に係る同号イ(3)(i)に規定する国別調整後対象租税額の計算により算定されたものであるから、例えば、過去対象会計年度において法第 82 条第 30 号《定義》に規定する調整後対象租税額が零を下回る構成会社等が当該対象会計年度において当該特定多国籍企業グ</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>ループ等に属さないこととなったとしても、これを考慮しないところにより繰越国別調整後対象租税額の計算を行うことに留意する。</u></p> <p><u>(構成会社等における過去対象会計年度に係る対象租税の額が減少した場合の意義)</u></p> <p><u>18-2-5 令第155条の40第1項第1号(構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額)の「当該過去対象会計年度に係る納付すべき対象租税の額(……)が当該過去対象会計年度後の対象会計年度において減少した場合」とは、租税に関する法令の規定の適用によって構成会社等の過去対象会計年度に係る納付すべき対象租税の額が減少した場合をいい、単に対象租税に該当しない租税の額を当該構成会社等の対象租税の額に含めていたことによって当該対象租税の額が減少する場合は、これに該当しないことに留意する。</u></p> <p>第3款 構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額</p> <p><u>(構成会社等が特定多国籍企業グループ等に属さないこととなった場合の再計算繰越国別調整後対象租税額)</u></p> <p><u>18-2-6 令第155条の40第2項第3号(構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額)に規定する財務省令で定める金額(以下18-2-6において「再計算繰越国別調整後対象租税額」という。)は、特定多国籍企業グループ等に属する全ての構成会社等(所在地国が同一である構成会社等に限る。)の過去対象会計年度に係る同号イに規定する再計算国別調整後対象租税額の計算により算定されたものであるから、例えば、過去対象会計年度において同号イに規定する再計算調整後対象租税額が零を下回る構成会社等が当該対象会計年度にお</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>いて当該特定多国籍企業グループ等に属さないこととなったとしても、これを考慮しないところにより再計算繰越国別調整後対象租税額の計算を行うことに留意する。</u></p>	
<p>第4款 無国籍会社等に係る再計算国際最低課税額</p>	(新 設)
<p><u>(無国籍構成会社等における過去対象会計年度に係る対象租税の額が減少した場合の意義)</u></p>	(新 設)
<p><u>18-2-7 令第155条の44第1項第1号(無国籍構成会社等に係る再計算国際最低課税額)の「当該過去対象会計年度に係る納付すべき対象租税の額(……)が当該過去対象会計年度後の対象会計年度において減少した場合」とは、租税に関する法令の規定の適用によって無国籍構成会社等(法第82条第18号(定義)に規定する無国籍構成会社等をいう。以下この章において同じ。)の過去対象会計年度に係る納付すべき対象租税の額が減少した場合をいい、単に対象租税に該当しない租税の額を当該無国籍構成会社等の対象租税の額に含めていたことによって当該対象租税の額が減少する場合は、これに該当しないことに留意する。</u></p>	
<p>第5款 共同支配会社等に係る国別実効税率の計算</p>	(新 設)
<p><u>(共同支配会社等が共同支配会社等グループに属さないこととなった場合の繰越国別調整後対象租税額の計算)</u></p>	(新 設)
<p><u>18-2-8 法第82条の2第4項第1号イ(3)(国際最低課税額)に規定する政令で定める金額(以下18-2-8において「繰越国別調整後対象租税額」という。)</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>は、特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等（所在地国が同一である共同支配会社等に限る。以下18-2-8において「共同支配会社等グループ」という。）ごとの過去対象会計年度に係る同号イ(3)(i)に規定する国別調整後対象租税額の計算により算定されたものであるから、例えば、過去対象会計年度において法第82条第30号（定義）に規定する調整後対象租税額が零を下回る共同支配会社等が当該対象会計年度において当該共同支配会社等グループに属さないこととなったとしても、これを考慮しないところにより繰越国別調整後対象租税額の計算を行うことに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">第6款 適用免除基準</p> <p><u>（特定構成会社等がある場合の適用免除基準）</u></p> <p><u>18-2-9 法第82条の2第6項（国際最低課税額）の規定の適用に当たり、令第155条の54第1項各号（適用免除基準）の収入金額並びに同条第2項第1号の個別計算所得金額及び同項第2号の個別計算損失金額については、法第82条の2第3項に規定する特定構成会社等（同項第3号に掲げる各種投資会社等を除く。）と同項に規定する特定構成会社等以外の構成会社等とに区分せずに計算することに留意する。</u></p> <p><u>（無国籍構成会社等に対する適用免除基準の不適用）</u></p> <p><u>18-2-10 無国籍構成会社等については、法第82条の2第6項（国際最低課税額）の規定の適用はないことに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第7款 国別グループ純所得の金額から控除する金額の特例</p> <p><u>(国別グループ純所得の金額から控除する金額の特例)</u></p> <p>18-2-11 法第82条の2第8項(国際最低課税額)の規定の適用に当たり、同条第2項第1号イ(2)に掲げる金額の記録のない特定多国籍企業グループ等報告事項等(法第150条の3第1項(特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供)に規定する特定多国籍企業グループ等報告事項等をいう。以下18-2-11において同じ。)は、法第82条の2第8項の「この項の規定の適用を受けようとする旨を含むもの」に該当することに留意する。</p> <p>④ 特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供がある場合(法第150条の3第3項の規定の適用がある場合に限る。)における特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項についても、同様とする。</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

十一 退職年金等積立金額の計算

改 正 後	改 正 前
<p>第19章 退職年金等積立金額の計算</p> <p>(財産計算時)</p> <p>19-1-1 令第156条の4第1項第1号(厚生年金基金契約に係る退職年金等積立金額の計算)に規定する財産計算時とは、年金信託契約書に定められている収益計算期をいう。</p> <p>(退職年金業務等に係る信託財産に属する有価証券の一単位当たりの帳簿価額の</p>	<p>第18章 退職年金等積立金額の計算</p> <p>(財産計算時)</p> <p>18-1-1 令第156条の4第1項第1号(厚生年金基金契約に係る退職年金等積立金額の計算)に規定する財産計算時とは、年金信託契約書に定められている収益計算期をいう。</p> <p>(退職年金業務等に係る信託財産に属する有価証券の一単位当たりの帳簿価額の</p>

改 正 後	改 正 前
<p>算出の方法)</p> <p>19-1-2 法第84条第1項(退職年金等積立金の額の計算)に規定する退職年金業務等(法附則第20条第1項に規定する適格退職年金契約に係る生命保険又は生命共済の業務を含む。以下この章において「退職年金業務等」という。)を行う信託会社の有する各確定給付年金資産管理運用契約、各確定給付年金基金資産運用契約、各確定拠出年金資産管理契約、各勤労者財産形成給付契約、各勤労者財産形成基金給付契約又は各厚生年金基金契約に係る信託財産に属する有価証券については、その契約ごとに、かつ、当該信託会社の固有財産に属する有価証券とは別個にその1単位当たりの帳簿価額の算出の方法を選定することに留意する。</p> <p>法第84条第2項第8号に掲げる国民年金基金連合会が管理する個人型年金の積立金(確定拠出年金法第2条第3項に規定する個人型年金に係る積立金をいう。)の運用、法第84条第2項第9号に掲げる国家公務員共済組合連合会が管理する退職等年金給付積立金(国家公務員共済組合法第21条第2項第2号ハに規定する退職等年金給付積立金をいう。)の運用、法第84条第2項第10号イに掲げる組合が管理する退職等年金給付組合積立金(地方公務員等共済組合法第24条の2に規定する退職等年金給付組合積立金をいう。)の運用、同号ロに掲げる市町村連合会が管理する退職等年金給付組合積立金(同法第38条第1項において準用する同法第24条の2に規定する退職等年金給付組合積立金をいう。)の運用、法第84条第2項第11号に掲げる地方公務員共済組合連合会が管理する退職等年金給付調整積立金(地方公務員等共済組合法第38条の8の2第1項に規定する退職等年金給付調整積立金をいう。)の運用又は法第84条第2項第12号に掲げる日本私立学校振興・共済事業団が管理する積立金(日本私立学校振興・共済事業団法第33条第1項第4号に掲げる経理に係る勘定に属する</p>	<p>算出の方法)</p> <p>18-1-2 法第84条第1項(退職年金等積立金の額の計算)に規定する退職年金業務等(法附則第20条第1項に規定する適格退職年金契約に係る生命保険又は生命共済の業務を含む。以下第18章において「退職年金業務等」という。)を行う信託会社の有する各確定給付年金資産管理運用契約、各確定給付年金基金資産運用契約、各確定拠出年金資産管理契約、各勤労者財産形成給付契約、各勤労者財産形成基金給付契約又は各厚生年金基金契約に係る信託財産に属する有価証券については、その契約ごとに、かつ、当該信託会社の固有財産に属する有価証券とは別個にその1単位当たりの帳簿価額の算出の方法を選定することに留意する。</p> <p>法第84条第2項第8号に掲げる国民年金基金連合会が管理する個人型年金の積立金(確定拠出年金法第2条第3項に規定する個人型年金に係る積立金をいう。)の運用、法第84条第2項第9号に掲げる国家公務員共済組合連合会が管理する退職等年金給付積立金(国家公務員共済組合法第21条第2項第2号ハに規定する退職等年金給付積立金をいう。)の運用、法第84条第2項第10号イに掲げる組合が管理する退職等年金給付組合積立金(地方公務員等共済組合法第24条の2に規定する退職等年金給付組合積立金をいう。)の運用、同号ロに掲げる市町村連合会が管理する退職等年金給付組合積立金(同法第38条第1項において準用する同法第24条の2に規定する退職等年金給付組合積立金をいう。)の運用、法第84条第2項第11号に掲げる地方公務員共済組合連合会が管理する退職等年金給付調整積立金(地方公務員等共済組合法第38条の8の2第1項に規定する退職等年金給付調整積立金をいう。)の運用又は法第84条第2項第12号に掲げる日本私立学校振興・共済事業団が管理する積立金(日本私立学校振興・共済事業団法第33条第1項第4号に掲げる経理に係る勘定に属する</p>

改 正 後	改 正 前
<p>積立金をいう。)の運用に係る信託財産に属する有価証券についても、同様とする。</p> <p style="text-align: right;">(廃止)</p> <p>(信託財産からの信託報酬の控除)</p> <p><u>19-1-3</u> 令第157条第1項から第4項まで(信託に係る退職年金等積立金額の計算)の確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約に係る信託財産の「最終の財産計算時における第1号及び第2号に掲げる金額の合計額」又は令第156条の4第1項(厚生年金基金契約に係る退職年金等積立金額の計算)の課税厚生年金基金契約、令第164条第2号(個人型年金の実施に係る退職年金等積立金額の計算)の個人型年金の積立金の運用、令第165条第3号(退職等年金給付積立金に係る退職年金等積立金額の計算)の退職等年金給付積立金の運用、令第166条第1項第3号(退職等年金給付組合積立金に係る退職年金等積立金額の計算)の退職等年金給付組合積立金の運用、令第167条(退職等年金給付調整積立金に係る退職年金等積立金額の計算)の規定による読替え後の同号の退職等年金給付調整積立金の運用若しくは令第168条第3号(退職等年金給付勘定に属する積立金に係る退職年金等積立金額の計算)の積立金の運用に係る信託財産の「最終の財産計算時におけるイ及びロに掲げる金額の合計額」には、これらの契約又は積立金の運用に係る信託報酬でその計算期間が当該信託財産計算時において終了するものの額は含まれない。</p>	<p>積立金をいう。)の運用に係る信託財産に属する有価証券についても、同様とする。</p> <p><u>18-1-3</u> 削除</p> <p>(信託財産からの信託報酬の控除)</p> <p><u>18-1-4</u> 令第157条第1項から第4項まで(信託に係る退職年金等積立金額の計算)の確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約に係る信託財産の「最終の財産計算時における第1号及び第2号に掲げる金額の合計額」又は令第156条の4第1項(厚生年金基金契約に係る退職年金等積立金額の計算)の課税厚生年金基金契約、令第164条第2号(個人型年金の実施に係る退職年金等積立金額の計算)の個人型年金の積立金の運用、令第165条第3号(退職等年金給付積立金に係る退職年金等積立金額の計算)の退職等年金給付積立金の運用、令第166条第1項第3号(退職等年金給付組合積立金に係る退職年金等積立金額の計算)の退職等年金給付組合積立金の運用、令第167条(退職等年金給付調整積立金に係る退職年金等積立金額の計算)の規定による読替え後の同号の退職等年金給付調整積立金の運用若しくは令第168条第3号(退職等年金給付勘定に属する積立金に係る退職年金等積立金額の計算)の積立金の運用に係る信託財産の「最終の財産計算時におけるイ及びロに掲げる金額の合計額」には、これらの契約又は積立金の運用に係る信託報酬でその計算期間が当該信託財産計算時において終了するものの額は含まれない。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(課税厚生年金基金契約の判定の基礎となる掛金等)</p> <p><u>19-1-4</u> 退職年金業務等を行う法人の締結している各厚生年金基金契約が令第156条の2第11号(課税厚生年金基金契約の意義)に規定する課税厚生年金基金契約に該当するかどうかを判定する場合において、その判定の基礎となる同号イの「通常掛金補正額」又は「厚生年金基金水準掛金額」は、当該法人の当該事業年度開始の日(退職年金業務等を行う信託会社の場合には、同日前に到来した最終の信託財産計算時)の直前1月分として計算されるこれらの掛金の額によるものとする。</p> <p>(課税厚生年金基金契約に係る退職年金等積立金額の計算の基礎となる掛金等)</p> <p><u>19-1-5</u> 退職年金業務等を行う法人が令第156条の4第1項第1号又は第2号(厚生年金基金契約に係る退職年金等積立金額の計算)の規定により課税厚生年金基金契約に係る退職年金等積立金額を計算する場合において、その計算の基礎となる「通常掛金補正額」、「厚生年金基金水準掛金額」、「総合掛金補正額」又は「過去勤務掛金補正額」は、<u>19-1-4</u>に準じて計算することができる。</p> <p>㊦ この場合には、当該契約が同項第1号ハ(2)又は第2号ロ(2)に該当するものであるときは、調整過去勤務掛金補正額は、同条第4項の規定により計算した調整過去勤務掛金補正額の12分の1に相当する金額による。</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p>(課税厚生年金基金契約の判定の基礎となる掛金等)</p> <p><u>18-1-5</u> 退職年金業務等を行う法人の締結している各厚生年金基金契約が令第156条の2第11号(課税厚生年金基金契約の意義)に規定する課税厚生年金基金契約に該当するかどうかを判定する場合において、その判定の基礎となる同号イの「通常掛金補正額」又は「厚生年金基金水準掛金額」は、当該法人の当該事業年度開始の日(退職年金業務等を行う信託会社の場合には、同日前に到来した最終の信託財産計算時)の直前1月分として計算されるこれらの掛金の額によるものとする。</p> <p>(課税厚生年金基金契約に係る退職年金等積立金額の計算の基礎となる掛金等)</p> <p><u>18-1-6</u> 退職年金業務等を行う法人が令第156条の4第1項第1号又は第2号(厚生年金基金契約に係る退職年金等積立金額の計算)の規定により課税厚生年金基金契約に係る退職年金等積立金額を計算する場合において、その計算の基礎となる「通常掛金補正額」、「厚生年金基金水準掛金額」、「総合掛金補正額」又は「過去勤務掛金補正額」は、<u>18-1-5</u>に準じて計算することができる。</p> <p>㊦ この場合には、当該契約が同項第1号ハ(2)又は第2号ロ(2)に該当するものであるときは、調整過去勤務掛金補正額は、同条第4項の規定により計算した調整過去勤務掛金補正額の12分の1に相当する金額による。</p> <p style="text-align: right;"><u>第19章 削 除</u></p>

十二 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い(1)…改正通達の適用時期(1))</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の取扱いは、経過的取扱い(2)を除き、令和6年4月1日以後に開始する対象会計年度分の法第82条の2第1項(国際最低課税額)に規定する国際最低課税額に対する法人税について適用する。</u></p>	(新 設)
<p><u>(経過的取扱い(2)…改正通達の適用時期(2))</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の目次から17-2-8まで及び第19章の取扱いは、令和6年4月1日から適用する。</u></p>	(新 設)
<p><u>(経過的取扱い(3)…国際最低課税額の計算に関する経過措置における国別グループ純所得の金額から控除する金額の取扱い)</u></p> <p><u>所得税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第3号。以下「改正法」という。)附則第14条第1項第3号(国際最低課税額の計算に関する経過措置)の「同条第2項第1号イ(2)に掲げる金額」は、改正法附則第14条第5項及び第6項の規定を適用して計算した金額となることに留意する。</u></p>	(新 設)